

第2次射水市環境基本計画改訂版

**平成30年度～令和9年度
(2018年度～2027年度)**

**令和5年6月
(2023年6月)**

射 水 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の範囲	2
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の対象区域	3
第7節 計画の実施主体とその役割	3
第2章 射水市の概要	4
第1節 自然的特性	4
第2節 社会的特性	7
第3章 望ましい環境像と施策の展開	16
第1節 望ましい環境像	16
第2節 施策の展開	16
■施策体系	17
(1) 健康で安全な生活環境の確保	19
(2) 人と自然環境の共生	29
(3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出	35
(4) 循環型社会の構築	39
(5) 地球環境の保全	46
(6) 市民協働による環境の保全・創出	55
■SDGsの視点から見た分野別の施策と主な取組	61
第4章 計画の推進と進行管理	63
附属資料	65

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨及び中間見直しの視点

本市では、恵み豊かな環境を良好な状態で将来世代に継承していくため、射水市環境基本条例（平成20年条例第5号）（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月から施行しています。第2次射水市環境基本計画は、条例第11条第1項「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。」に基づき、平成30年（2018年）3月に策定しています。

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間としていますが、計画策定から5年間の経過し、その間、地球温暖化を起因とした気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスなどの地球環境をめぐる問題が国際的に大きく取りざたされるようになり、「SDGs」やカーボンニュートラル実現に向けた様々な取組が進められています。

このような中、本市を取り巻く状況の変化や環境問題、社会情勢の変化に応じ、令和4年度に策定した「第3次射水市総合計画」と整合性を図り、中長期的な視点に立ち、本計画で取り組む施策や目標となる指標等の見直しを行うものです。

[射水市環境基本条例に定める環境の保全及び創造についての基本理念]

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

[見直しの視点]

- (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた施策の推進
- (2) カーボンニュートラル実現に向けた地球温暖化施策の推進
- (3) プラスチック資源循環に向けた施策の推進
- (4) 地域循環共生圏の考え方を踏まえた施策の推進

第 2 節 計画策定の目的

本計画は、世界規模で深刻化する気候変動問題などの環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応した環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、市民、事業者、行政が公平な役割分担と協働の下に、環境の保全及び創造に取り組むための指針となるものです。

第 3 節 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の環境関連の基本計画や指針との整合を図りながら、環境面から「第 3 次射水市総合計画」（令和 5 年度～14 年度）におけるまちづくりの基本理念や将来都市像の実現を目指すものです。同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割を担い、本市における環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものとなります。

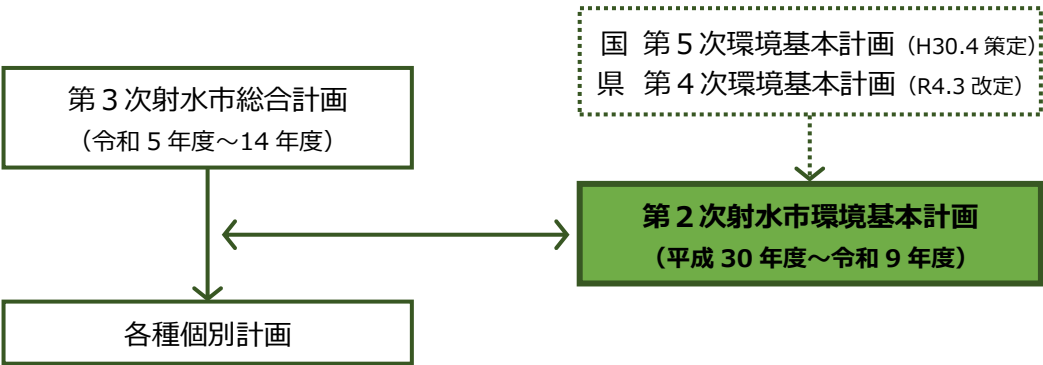


図 計画の位置づけ

第 4 節 計画の範囲

本計画の対象分野は、身近な環境から地球規模の環境までを総合的に捉えていくものとして、①生活環境、②自然環境、③快適環境、④循環型社会、⑤地球環境、⑥市民協働の 6 分野とします。

表 環境基本計画の範囲

対象分野	具体的な内容
①生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、土壌環境、有害化学物質、ごみ不法投棄、海岸漂着ごみ、環境衛生対策 など
②自然環境	動植物、森林・里山、水循環（地下水、湧水等）、農地 など
③快適環境	公園・緑地、景観・文化財 など
④循環型社会	廃棄物・リサイクル、バイオマス、食品ロス など
⑤地球環境	地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、オゾン層・酸性雨 など
⑥市民協働	環境学習・教育、環境保全・環境美化活動 など

第5節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成30年度(2018年度)から第3次射水市総合計画前期実施計画期間である令和9年度(2027年度)までの10年間とします。

ただし、環境の状況や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第6節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、射水市の行政区域全域を基本とします。

ただし、市域を越えて広域的に協力して取り組まなければならない場合には、国・県や関係市町村との密接な連携のもと、施策を講ずることとします。

第7節 計画の実施主体とその役割

本計画の実施主体は、市、事業者、市民及び滞在者とします。

各実施主体がそれぞれの立場に応じ、次のような役割を担います。

【市の役割】

市は、よりよい環境づくりに向け、地域に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、市自らも、市民や事業者に対して模範となる行動に率先して取り組みます。

また、市民や事業者等が行う環境の保全及び創造に関する自主的な取組に対して支援や助言等を行い、地域をあげて環境問題に取り組む体制を構築します。

【事業者の役割】

事業者は、社会的責任を自覚し、その事業活動が環境に与える影響が大きいことを深く認識し、事業活動に伴う環境への負荷を可能な限り低減するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に自主的に取り組みます。

また、地域社会の一員として、地域の環境保全活動や市が実施する各種環境施策に積極的に参加・協力します。

【市民の役割】

市民は、日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、自らのライフスタイルを見直し、ごみの減量化や省資源・省エネルギーに積極的に努めるなど、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、市が実施する各種環境施策に個人又は地域社会の一員として積極的に参加・協力します。

【滞在者の役割】

通学、通勤及び旅行等で本市に滞在する者は、市民の役割に準じ、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、市が実施する各種環境施策に積極的に参加・協力します。

第2章 射水市の概要

第1節 自然的特性

(1) 位置・地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置し、東方は富山市、西方は高岡市、南方は砺波市と接し、北は富山湾が広がっています。市域面積は 109.44 k m² (うち可住地面積 97.07 k m² 89%)、東西 10.9 k m、南北 16.6 k m であり、富山県面積の約 2.6% を占めています。

平成 17 年 11 月に新湊市および射水郡の全町村(小杉町、大門町、大島町、下村)の 5 市町村の合併により射水市が誕生しました。

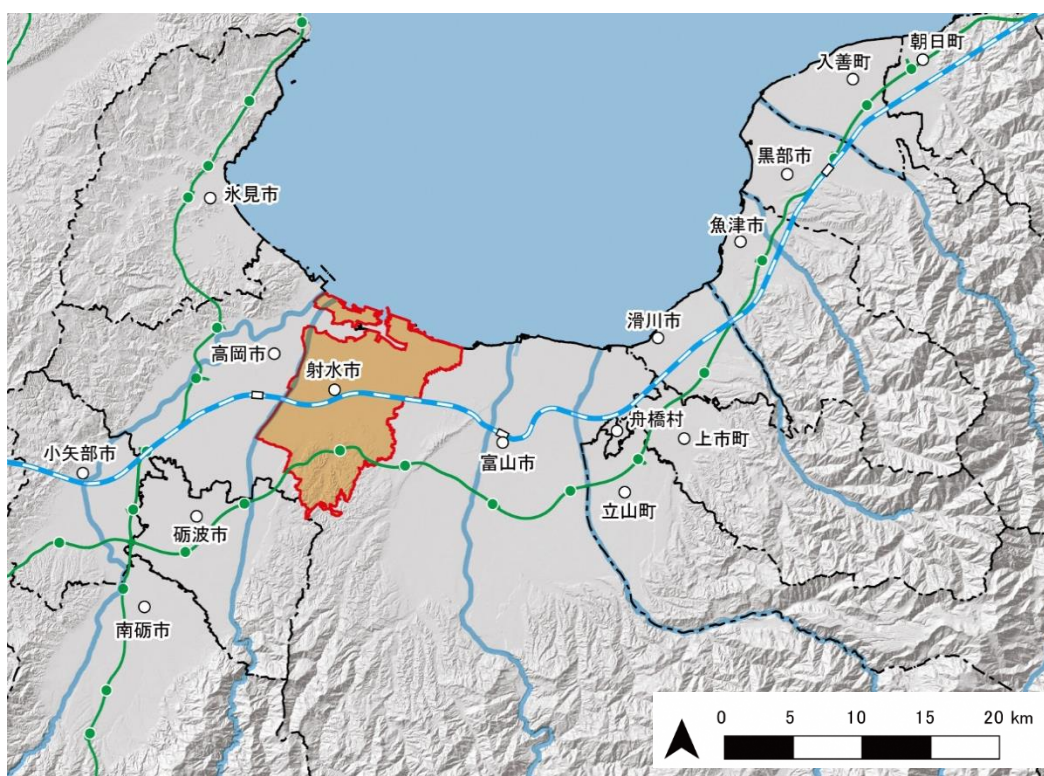


図 射水市の位置

(2) 地形・地質

地形構造については、北部に富山湾、中央に射水平野、南部に射水丘陵を配し、標高 10~100m 前後の射水丘陵を背後に射水平野が広がる緩やかな地形であり、庄川、下条川などの河川が日本海へと注いでいます。

地質構造については、飛騨変形岩類とジュラ紀の手取層が基盤となり、その上に海成の砂岩、泥岩からなる第三紀層、礫及び砂泥層を主体とする洪泥互層を主体とする沖積層からなっています。



図 地形・水系

(3) 気象

本市の過去10年間の気象をみると、年間の平均気温は14.0～15.1℃、最高気温38.0℃、最低気温-5.7℃、平均湿度は76～80%、平均風速は2.6～2.8m/s、年間降水量は1,791～2,844mmであり、暖温帯に属し、降水量が比較的多いのが特徴となっています。

表 気温、年間降水量等の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均気温 (℃)	14.2	14.0	14.6	14.9	14.0	14.7	14.9	15.1	14.7	14.7
最高気温 (℃)	37.1	37.7	37.9	37.0	36.5	37.2	37.5	38.0	34.9	37.4
最低気温 (℃)	-5.7	-5.2	-3.5	-4.0	-3.9	-5.3	-2.3	-5.0	-4.4	-2.6
平均風速 (m/s)	2.6	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.6	2.7	2.7	2.7
平均湿度 (%)	77	76	79	79	79	79	77	79	80	79
年間降水量 (mm)	2,844	2,501	2,061	2,146	2,540	2,560	1,791	2,065	2,659	2,235

資料：高岡市伏木特別地域気象観測所 *最高気温、最低気温は極値

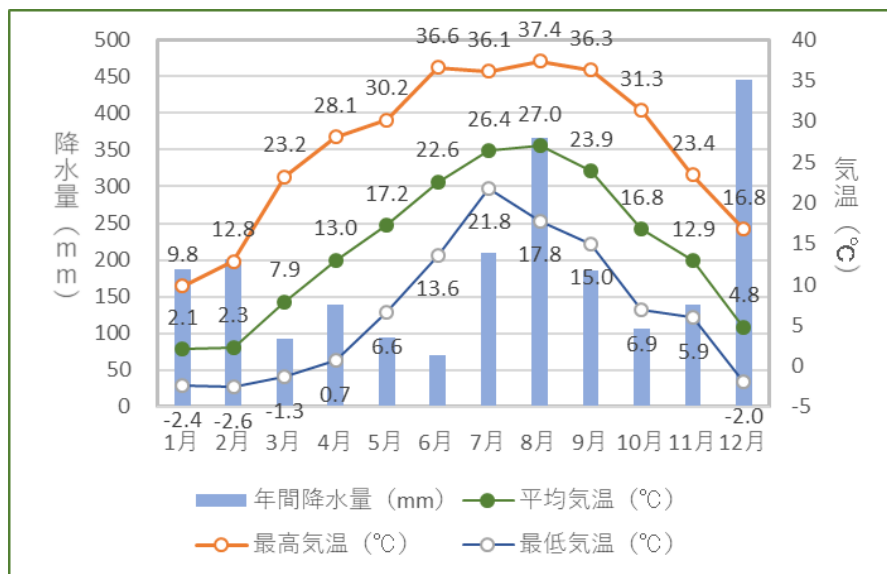


図 気温、降水量（令和4年）

(4) 土地利用

射水平野は、かつてはその中央部まで入江が進入していたと推定されますが、庄川や下条川などの河川が運搬した土砂によって埋められ、放生津潟を形成しました。放生津潟には多くの河川が流れ込み、排水不良の水郷地帯であったことから、農耕は増水による冠水に悩まされていましたが、昭和38年（1963年）から昭和51年（1976年）に国営射水平野農業水利事業が行われ、射水平野は肥沃な乾田農地へと生まれ変わりました。また、昭和39年（1964年）の富山・高岡新産業都市の指定を契機に、富山新港の建設が進められ、放生津潟は昭和43年（1968年）に富山新港として開港しました。

丘陵地帯では、富山新港臨海工業地帯をはじめとした周辺地区のベッドタウンとして、昭和39年（1964年）に日本海側最大級の太閤山ニュータウンの建設が始まり、北陸自動車道の小杉一砺波間が昭和48年（1973年）に、富山ー小杉間が昭和50年（1975年）に開通しました。昭和58年（1983年）には、小杉町と大門町に流通業務団地が形成されるなど、市内各地に多くの工業団地が整備されています。

表 市街地区別土地利用現況（都市計画区域）

(単位:ha)

市街化区分	自然的土地利用				都市的土地利用							合計
	田・畑	山林	水面・海浜・河川敷	小計	住宅用地	商業用地	工業用地	施設用地等	道路・鉄道用地	その他都市的土地利用	小計	
市街化区域	116.0	28.4	153.6	298.0	688.9	134.3	517.1	300.4	473.7	296.5	2410.9	2708.9
市街化調整区域	3775.7	480.6	633.6	4889.9	593.1	129.2	201.2	171.9	733.1	530.7	2359.2	7249.1
合計	3891.7	509.0	787.2	5187.9	1282.0	263.5	718.3	472.3	1206.8	827.2	4770.1	9958.0

資料:平成30年度都市計画基礎調査

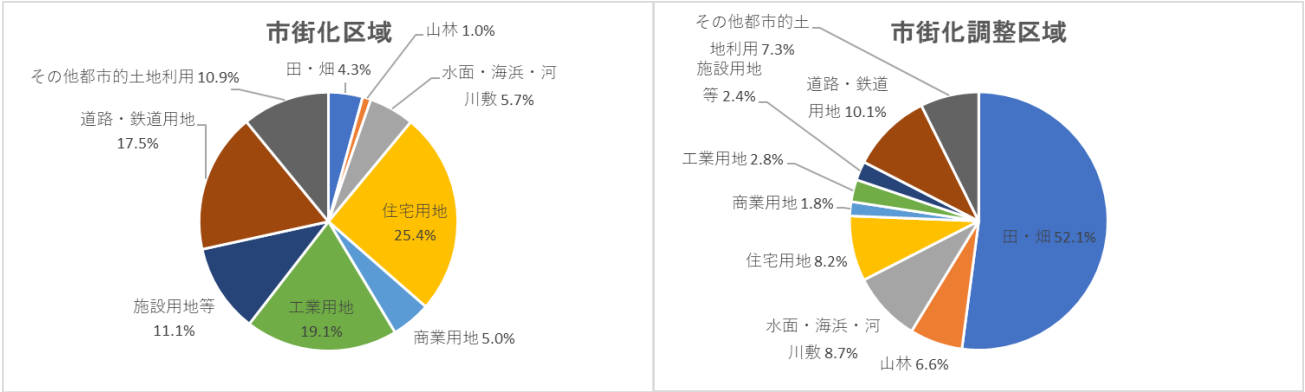


図 市街地区別土地利用（都市計画区域）

※都市計画基礎調査の土地利用現況のデータを基に、道路用地と交通施設用地を道路・鉄道用地、農林漁業施設用地と公共空地とその他公的施設用地とその他空地をその他都市的土地利用、田と畑を田・畑、水面とその他の自然地を水面・海浜・河川敷とした。

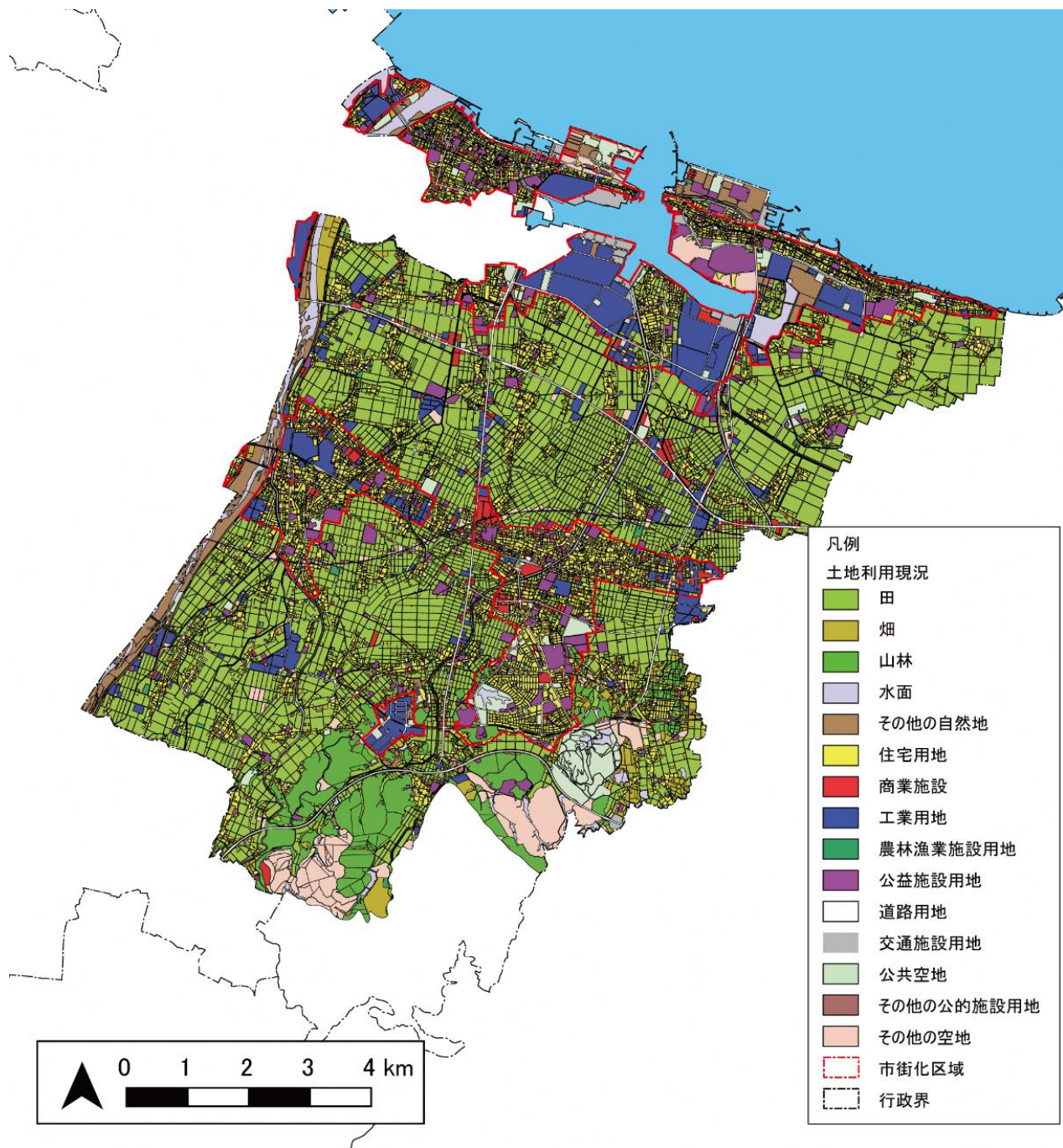


図 土地利用現況図

第2節 社会的特性

(1) 人口・世帯数

本市の令和4年10月1日現在の人口は89,897人、世帯数は34,452世帯であり、1世帯当たり人員は2.61人です。近年の人口動向をみると、平成19年(2007年)の94,648人までは、増減を繰り返しながらも緩やかな増加傾向で推移していましたが、その後は減少傾向での推移が続いています。

人口動態についてみると、自然動態が－423～－545 人、社会動態が－47 人～＋238 人で推移しています。一方、世帯数については、人口が減少傾向に転じた後も、緩やかな増加傾向が続いています。

年齢別人口については、年少人口（0～14 歳）11,269 人（12.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）51,219 人（56.4%）、老年人口 27,743 人（30.6%）であり、少子高齢化傾向が続いています。（令和 2 年 国勢調査）

地区別人口については、新湊地区 31,685 人（34.9%）、小杉地区 33,919 人（37.4%）、大門地区 12,443 人（13.7%）、大島地区 10,976 人（12.1%）、下地区 1,719 人（1.9%）となっています。（令和 2 年 国勢調査）

表 人口・世帯数の推移

(単位:人)		
年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成13年	93,829	28,754
平成14年	94,011	29,189
平成15年	94,232	29,604
平成16年	94,240	30,063
平成17年	94,209	30,135
平成18年	94,460	30,687
平成19年	94,648	31,076
平成20年	94,579	31,418
平成21年	94,313	31,618
平成22年	93,588	31,246
平成23年	93,240	31,492
平成24年	92,831	31,719
平成25年	92,574	31,997
平成26年	92,086	32,234
平成27年	92,308	32,115
平成28年	91,999	32,540
平成29年	91,528	32,947
平成30年	91,129	33,208
令和元年	90,877	33,724
令和2年	90,742	33,812
令和3年	90,271	34,065
令和4年	89,897	34,452

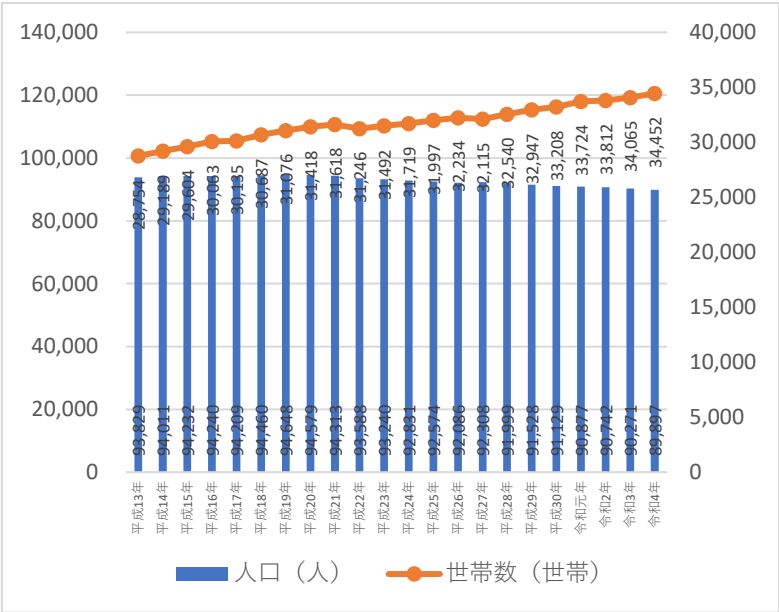


図 人口・世帯数の推移

資料：射水市統計書

表 年齢別人口

(単位:人)						
項目	平成22年		平成27年		令和2年	
0～14歳（年少人口）	13,315	14.2%	12,368	13.4%	11,269	12.4%
15～64歳（生産年齢人口）	57,654	61.6%	53,154	57.6%	51,219	56.4%
65歳以上（老年人口）	22,399	23.9%	26,457	28.7%	27,743	30.6%
年齢不詳	220	0.2%	329	0.4%	511	0.6%
総 数	93,588	100.0%	92,308	100.0%	90,472	100.0%

資料：国勢調査

表 人口動態

(単位:人)							
区分	純増減	自然動態			社会動態		
		自然増減	出生	死亡	社会増減	転入総数	転出総数
平成30年	-399	-462	639	1,101	63	2,561	2,498
令和元年	-252	-423	629	1,052	171	2,732	2,561
令和2年	-543	-509	579	1,088	-34	2,583	2,617
令和3年	-536	-489	589	1,078	-47	2,516	2,563
令和4年	-307	-545	612	1,157	238	2,800	2,642

資料：富山県人口移動調査

注意：前年10月1日から9月30日

(2) 産業・経済

令和2年における本市の就業者数は46,499人であり、内訳をみると、第1次産業が983人(2.1%)、第2次産業が14,094人(30.3%)、第3次産業が30,670人(66.0%)、分類不能が752人(1.6%)です。平成7年(1995年)の50,557人をピークに、減少傾向が続いています。

表 産業大分類別就業者数の推移

(単位:人)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成17年	1,483	16,685	30,825	164	49,157
平成22年	1,134	14,900	30,021	747	46,802
平成27年	1,099	14,449	30,472	585	46,605
令和2年	983	14,094	30,670	752	46,499

資料: 国勢調査

① 農業

令和2年の農家経営体数は458経営体、経営耕地総面積は333,830aであり、いずれも近年減少傾向となっています。稲作を中心に農産物が生産されています。

表 農業経営体数、経営耕地総面積の推移

(単位:経営体、a)

	農業経営体数	経営耕地総面積	うち田
平成17年	1,876	345,194	333,668
平成22年	866	347,109	337,895
平成27年	706	342,570	336,257
令和2年	458	333,830	328,072

資料: 農林業センサス

注意: 農業経営体は販売農家ほか法人や営農組合等の任意の組織を含むもの。

② 林業、漁業

令和2年の林家戸数は93戸、所有森林面積は1,188haであり、林家戸数は減少傾向にあります。

平成30年の漁業経営体数は30経営体であり、近年減少傾向にあります。漁業種類別についてみると、大型定置網、底引き網、刺網が主となっています。

表 林家戸数、所有森林面積の推移

(単位:戸、ha)

	林家戸数	所有森林面積
平成17年	104	1,190
平成22年	105	1,176
平成27年	103	1,188
令和2年	93	1,188

資料: 農林業センサス

表 漁業種類別経営体数の推移

(単位:経営体)

	主とする漁業種類別経営体数					
	総数	底引き網	刺網	釣り	大型定置網	その他
平成20年	45	10	11	11	9	4
平成25年	38	9	5	6	10	8
平成30年	30	8	5	1	9	7

資料: 農林業センサス

③ 工業

令和2年の工業の事業所数は258事業所、従業者数は12,803人、製造品出荷額等は約4,764億円です。近年、事業所数は増加傾向、従業者数および製造品出荷額等は増加傾向で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり減少しています。

表 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(単位:事業所、人、万円)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事業所数	251	253	254	256	258
従業者数	12,481	12,842	12,994	12,835	12,803
製造品出荷額等	49,352,233	50,497,567	53,568,296	53,126,700	47,639,215

資料：工業統計調査

注意：従業者4人以上の事業所が対象。各年12月31日現在。

(3) 社会基盤、エネルギー等

① 交通

ア. 道路

主要な道路網としては、東西に北陸自動車道、国道8号、主要地方道富山高岡線、主要地方道高岡小杉線が整備され、南北に国道472号が整備されています。

都市計画道路は31路線、83,590mが都市計画決定されており、令和2年度末の整備済延長は72,898mであり整備率は87.2%となっています。(資料：富山県の都市計画【資料編】)

市内の交通量については、近年は横ばい・微減の傾向にありますが、主要な幹線道路において混雑箇所が数箇所みられます。

自動車保有台数については、令和2年度は81,280台であり、増加傾向が続いており、平成28年度から1.5%の増加となっています。

表 主要道路の混雑度

路線名 (地点)	国道8号 (沖塚原)	国道415号 (庄川本町)	(主) 新湊庄川線 (善光寺) (島)		(主) 富山高岡線 (三ヶ) (若杉)	
平成22年	1.33	1.50	1.03	0.94	1.15	1.18
平成27年	1.46	1.20	0.90	0.90	1.14	1.33

資料：H22、H27道路センサス

注意：H22の混雑度は推計値

※混雑度とは設計交通量と実測交通量により算出される道路の混み具合を表す数値であり、1.00超は混雑する可能性を示している。



図 主要道路の混雑度

イ. 公共交通

あいの風とやま鉄道及び万葉線の利用者数については、近年概ね横ばいの傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度は大幅に減少し、その後は回復傾向にあります。

表 あいの風とやま鉄道 利用状況

(単位:人)		
区分	小杉駅	越中大門駅
平成29年度	1,163,757	351,949
平成30年度	1,186,545	371,163
令和元年度	1,181,382	377,397
令和2年度	900,487	297,043
令和3年度	1,002,862	333,755

資料：あいの風とやま鉄道株式会社

表 万葉線 利用状況

(単位:回、人)		
区分	運行回数	利用者数
平成29年度	135	1,194,668
平成30年度	135	1,192,041
令和元年度	135	1,135,583
令和2年度	135	804,244
令和3年度	135	895,420

資料：万葉線株式会社

注意：運行回数は1日平均

地域の足として、17路線のコミュニティバスとデマンドタクシーが運行されており、令和3年度の年間利用者数はコミュニティバスが17路線合計で約33.6万人、デマンドタクシーが約1.2万人となっています。近年コミュニティバス及びデマンドタクシーは増加傾向にありましたが、コミュニティバスは新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から減少に転じましたが、令和3年度は回復傾向にあります。デマンドタクシーは令和2年度の大規模な減少以降も減少傾向にあります。

表 コミュニティバスの利用状況

		(単位:人)				
路線名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	中央幹線 (R3.8㉔㉕へ統合)	21,566	24,262	27,020	25,394	10,548
①	新湊・大門線	34,940	35,183	31,154	25,380	32,018
②	新湊・本江線	70,827	69,283	48,031	51,186	52,888
③	新湊東部・七美線 (七美・作道経由庄西線)	14,182	15,385	11,926	9,021	6,291
④	新湊西部・庄西塚原線 (塚原・作道循環線)	1,884	1,896	2,471	2,286	4,352
⑤	新湊・越中大門駅線	25,761	24,290	25,856	21,631	24,116
⑥	新湊・呉羽駅線	15,031	14,369	12,898	9,963	11,358
⑦	新湊・小杉線	73,389	71,130	70,186	60,091	63,375
⑧	小杉駅・大島中央循環線 (大島・小杉経由大門線)	537	605	389	615	3797
⑨	浅井・越中大門駅線 (浅井・大門経由小杉駅線)	2,923	3,093	3,300	3,381	3,529
⑩	櫛田・越中大門駅線 (櫛田・大門経由小杉駅線)	646	296	805	696	753
⑪	小杉駅・水戸田経由大門線	723	467	346	943	927
⑫	小杉駅・金山線	13,794	12,862	12,299	9,219	10,600
⑬	小杉地区循環線	24,965	24,332	25,053	18,599	22,313
⑭	小杉駅・太閤山循環 (小杉駅・太閤山線)	51,899	56,308	55,142	40,266	29,113
⑮	市民病院・太閤山線 (小杉駅・白石経由足洗線)	13,743	13,389	12,954	14,221	17,895
⑯	小杉駅・下経由足洗線 (小杉駅・大江経由足洗線)	15,076	13,860	13,059	13,507	21,357
⑰	(海王丸パーク・ライトレール接続線 R3.9廃止)	1,435	1,555	1,478	984	531
⑱	堀岡・片口経由小杉駅線 (R3.10から㉔)	18,924	21,824	21,403	17,769	20,508
合 計		402,245	404,389	375,770	325,152	336,269

資料:生活安全課 ※()の路線名は、R3.7.31までの名称

表 デマンドタクシーの利用状況

		(単位:人)				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用者数		14,118	14,183	15,278	12,224	11,990

資料:生活安全課

② 公園

本市には 151 箇所、220.9ha の都市公園が整備済となっています。大規模な公園が整備されているため、市民一人当たりの面積をみると約 24.6 m²*¹ となり、県平均の 15.8 m²*² 及び全国平均の 10.7 m²*² を大きく上回っています。

*¹ 市民一人当たり:人口移動調査 R4.10.1 現在の人口 89,897 人に基づき算定
*² 県平均、全国平均:国土交通省 都市公園データベース:R2 年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況(R3.3)

表 都市公園の概況

種別	箇所数	面積 (ha)	割合	摘要
広域公園	1	95.90	43.4%	県民公園太閤山ランド*
都市緑地	19	32.92	14.9%	庄川左岸緑地、堀岡緑地、荒町緑地、内川緑地 等
風致公園	1	19.70	8.9%	薬勝寺池公園
街区公園	114	19.93	9.0%	奈呉の江東公園、太閤山公園、和田川リンリン公園、大島南部公園、白石公園、立町公園 等
近隣公園	9	17.50	7.9%	三日曾根公園、薬勝寺池南公園、グリーンパークだいもん 等
地区公園	3	13.32	6.1%	大島中央公園、足洗湯公園、大島北野河川公園
緩衝緑地	1	9.70	4.4%	県民公園新港の森
運動公園	1	9.36	4.3%	歌の森運動公園
歴史公園	1	1.58	0.7%	中山公園
緑道	1	0.95	0.4%	いさりび緑道
	151	220.86	100.0%	

資料:都市計画課 令和4年3月31日現在

③ 上・下水道

本市の水道普及率は令和3年度末で99.2%となっています。年間配水量は約1,058万 m^3 であり、給水区域人口の減少とともに配水量は減少傾向にあります。

下水道整備率（水洗化普及率）は、令和3年度末で公共下水道が94.5%、農業集落排水は97.9%となっています。

表 給水人口・給水量

(単位:人、 m^3 、栓)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給水区域内人口	93,343	92,867	92,689	92,130	91,458
給水人口	92,438	92,009	91,861	91,388	90,737
普及率	99.0	99.1	99.1	99.2	99.2
年間配水量	11,050,890	10,734,224	10,665,385	10,807,155	10,584,037
年間有収水量	10,257,002	10,103,818	9,975,291	10,153,031	10,000,685
有収率	92.8	94.1	93.5	93.9	94.5
年度末給水栓数	35,131	35,439	35,705	35,948	36,121

資料：上下水道業務課

④ 温室効果ガス排出量

令和元年(2019年)度の本市における温室効果ガス排出量は977.5千 t-CO_2 であり、平成25年度(2013年度)比で**22.4%(282.2千 t-CO_2)減少**しています。

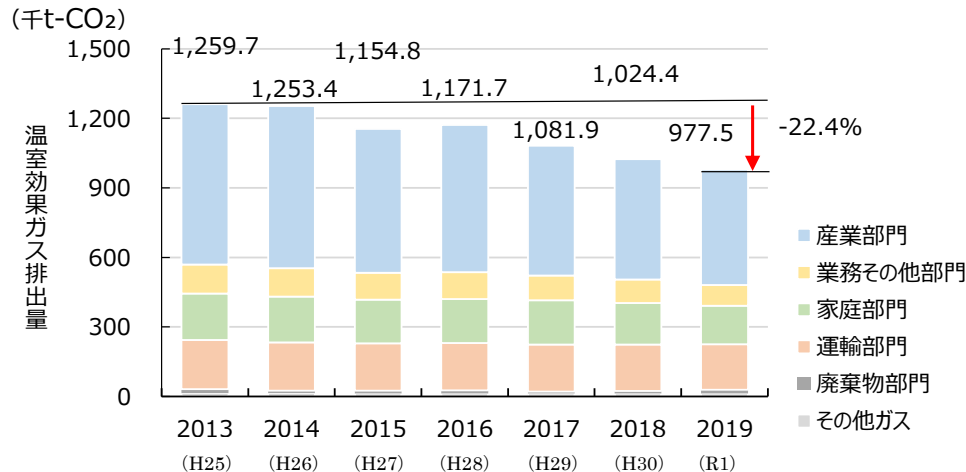


図 部門別温室効果ガスの排出量の推移

⑤ 再生可能エネルギーの導入状況

本市の令和2年度(2020年度)の再生可能エネルギーによる発電量は98,583MWhであり、市域の年間の電気使用量(推計値)1,032,693MWhと比較すると約9.5%となっています。

国のエネルギー政策の方針を示す「第6次エネルギー基本計画」では、令和12年度(2030年度)の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36-38%に引き上げ、再エネの主電源化を進めることとしており、本市においても更なる導入が必要となります。

表 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況 (MW)						
	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)
家庭用太陽光発電 (10kW 未満)	4.0	4.4	4.8	5.2	5.6	6.3	6.7
事業用太陽光発電 (10kW 以上)	14.7	25.1	27.1	29.3	31.2	35.0	37.6
水力発電	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
バイオマス発電※ ¹	0	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
再生可能エネルギー 合計	18.7	35.2	37.8	40.4	42.7	47.2	50.2

再生可能エネルギー 種別	区域の再生可能エネルギーによる発電量 (MWh) ※ ³						
	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (R1)	2020 年度 (R2)
家庭用太陽光発電 (10kW 未満)	4,780	5,234	5,807	6,271	6,769	7,530	8,040
事業用太陽光発電 (10kW 以上)	19,433	33,197	35,909	38,764	41,237	46,357	49,779
水力発電	0	0	468	468	468	468	468
バイオマス発電※ ¹	0	40,296	40,296	40,296	40,296	40,296	40,296
再生可能エネルギー 合計	24,213	78,727	82,480	85,799	88,770	94,651	98,583
区域の電気使用量	1,103,583	1,040,575	1,047,816	1,067,955	1,047,079	1,032,693	1,032,693
対消費電力 FIT 導入比※ ²	2.2%	7.6%	7.9%	8.0%	8.5%	9.2%	9.5%

※¹ バイオマス発電の導入容量は、FIT 制度公表情報のバイオマス発電設備の値を用いている。

※² 区域の消費電力量に対する FIT の導入比率（≒地域の再生可能エネルギー自給率）

※³ 太陽光発電の設備利用率として、一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」の4.参考資料に掲載されている都道府県別の 1kW 当たり年間予想発電電力量（富山：951kWh/年/kW）を参考に推計することも可能である。1kW 当たりの年間予想発電電量÷（365（日）×24（時間））＝設備稼働率となる。
一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」
<https://www.jppea.gr.jp/document/books/point/>

出典）自治体排出量カルテ

(4) 歴史・文化

本市には、豊かな歴史の中で育まれてきた数多くの伝統行事や有形・無形の文化財があり、国・県・市指定文化財が136件、国登録有形文化財が10件の合計146件の指定文化財・登録文化財があります。そのうち、環境との関わりの深い名勝（庭園、海浜、山岳等が対象）が3件、天然記念物（動物、植物及び地質鉱物等が対象）が10件となっています。（令和3年度末現在）

表 文化財指定状況（名勝、天然記念物）

種別	名称	員数	指定区分
名勝	女池		市指定
	兜山公園		
	経嶽山		
天然記念物	串田のひいらぎ	1本	県指定
	専念寺の傘松	1本	
	西広上のあしつきのり		
	日の宮社叢		
	今開発の大ヒイラギ	1本	
	うらじろ榎	1本	市指定
	シロエビ群遊海面		
	水島柿		
	ウワミズザクラ	1本	
	紐体類(おいらん)生息海域		

資料：生涯学習・スポーツ課

第3章 望ましい環境像と施策の展開

第1節 望ましい環境像

第3次射水市総合計画でのまちの将来像「いろどり ひろがる ムズムズ射水」は、人やまちの魅力の調和がひろがり、新しいことや楽しいことを始めるワクワクする様子を表現しています。個性や価値観を尊重し、違いを認め合う多様性・寛容性のあるまち、地域資源が輝きを放ち、新しい価値や交流が生まれるまち、射水市に住む人のみならず、射水市に興味や愛着を持つみんなが幸せになるまちを目指しています。

総合計画では、基本方針「人と人 今と未来をつなぐ」において、基本目標「恵まれた自然環境を保全し、環境負荷の軽減を進める」を掲げ、市民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能なまちをつくるため、豊かな自然環境との共生を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー施策や資源循環型社会形成等の施策を推進することとしています。

そのような社会づくりに向けては、市民、事業者、行政等の全ての主体がその思いを共有しながら、適切な役割分担と連携のもとに取組を進めていくことが重要です。

以上から、本計画における目標とする環境像については、第1次基本計画の「**未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず**」を継承することとし、市民一人ひとりの行動により、本市の豊かな自然を守り・育み、未来につなげていくことを目指します。

「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」

第2節 施策の展開

望ましい環境像の実現を図るため、**生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、地球環境、市民協働の6分野に関して基本目標を掲げ**、それぞれについて施策を展開していきます。

これからの環境施策の展開にあたっては、豊かな自然や良好な生活空間を保全し、快適な日常生活を維持・創造していくことに加えて、環境の観点から新たな技術の開発や産業の創出が進められ、地域の環境資源・特性を活かした経済成長や活性化に結び付けていくという、「**環境と経済の両立**」及び「**環境を資源として活用**」の考え方を重視して**施策を展開**し、持続可能性の高い社会の実現を目指していきます。

■ 施策体系



(1) 健康で安全な生活環境の確保

■方向性

日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減、及び自然界の健全な物質循環の確保に努めていきます。人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある大気、水、土壌等の汚染を未然に防止し、安全な生活環境の確保を図り、未来に受け継いでいきます。

■将来イメージ

- 人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害は未然に防止され、良好な生活環境が保全されています。
- 日常生活や事業活動において、一人ひとりが、自分達を取り巻く大気、水、土壌などの身近な環境に悪影響を及ぼすことのないよう考慮して行動しています。
- 身近な環境を良好な状態に保つために、住民や地域が主体となって自然環境保全や環境美化等に取り組んでいます。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①大気(2 地点)、水質 (30 地点)、騒音(26 地点)各々の環境基準の達成率	100%	100%	100%	第3次射水市総合計画での目標値(R14) 【大気】二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) 【水質】河川における BOD、海域における COD
②水洗化・生活雑排水処理率	92.5%	94.8%	95.7%	射水市一般廃棄物処理基本計画での目標値(R8)
③化学肥料低減の取組面積 (緑肥)	47ha	47ha	100ha	第3次射水市総合計画での目標値(R14)
④ごみの不法投棄件数 (発見報告数)	48 件/年	65 件/年	33 件/年以下	過去 5 年間の平均以下を目指す。
⑤海岸漂着ごみ清掃活動数	10 件/年	15 件/年	増加	

■基本施策と主な取組



1. 大気汚染対策

現状と課題

市内の大気環境の観測については、一般環境観測局 2 箇所、自動車排出ガス観測局 2 箇所です実施しています。一般環境観測局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) 及び光化学オキシダント濃度を常時測定しており、自動車排出ガス観測局では、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を常時測定しています。

平成 27 年度の大気環境の測定結果では、大半の環境基準について達成していますが、引き続き環境基準の達成維持のみならず、大気環境の質的な向上に努めていく必要があります。

微小粒子状物質 (PM2.5) については、長期評価においては環境基準を達成しており、平成 26 年度をピークに全体としては下降 (改善) の傾向にあります。今後とも国、県との連携を図りながら、実態の把握と対策の検討を進めていく必要があります。

光化学オキシダントについては、これまで環境基準 (1 時間最高値) を達成しておらず、また直近の年最高値は漸増傾向にもあることから、その原因物質である揮発性有機化合物の排出削減を進める必要があります。国、県との連携を図りながら、事業者の自主的な取組の促進に向けた支援等の措置を講じていく必要があります。

- ・今後、石綿 (アスベスト) が使用されている建築物の解体工事等が増加すると見込まれることから、適正な除去に関する情報提供や意識啓発について取組を進める必要があります。

取組の方針

- 大気質の監視と情報提供の充実を図ります。
- 大気質に影響を及ぼす恐れのある大規模工場等に対する指導の徹底を図ります。
- マイカー使用から公共交通や自転車利用への移行を促進します。
- 低公害車の普及とエコドライブを促進します。

【市民の取組】

- 自家用車には低公害車の導入を検討します。
- マイカーの利用をできる限り減らし、公共交通や自転車を利用します。
- 無駄なアイドリングや急発進などをしない、エコドライブを行います。
- 廃棄物 (生活ごみ) の野焼き (野外焼却) は行いません。

【事業者の取組】

- 業務用車両の低公害車の導入に努めます。
- 排気及び排水管理を徹底し、法律の規制基準を遵守します。

- 通勤での公共交通、自転車の利用を推進します。
- 業務車両での積載量の適正管理、車両整備を徹底します。
- 無駄なアイドリングや急発進、過積載などをしない、エコドライブを行います。
- ばい煙発生施設や集じん装置などの適正な維持管理を行います。
- アスベスト含有建築物の解体を適正に実施します。

【市の取組】

① 大気環境の負荷の低減

具体的な取組	内容等
固定発生源対策	・大気汚染防止法に基づき規制の対象となっているばい煙施設等に対して、排出基準の順守徹底の指導を行います。 ・法規制の対象外の中小施設に対しては、焼却施設等の適正な運転・管理の指導を行います。
移動発生源対策	・自家用車から公共交通への転換を促進します。 ・公用車には低公害車の導入を進めます。 ・低公害車の普及に向けた情報提供及び購入補助を実施します。 ・アイドリング・ストップなど、エコドライブに関する意識啓発を進めます。 ・射水市公共交通プランに基づき、公共交通機関（鉄道・バス）の利用を推進します。

② 大気質の監視と情報提供

具体的な取組	内容等
大気汚染状況の監視	・大気質（一般環境観測局__二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント濃度、自動車排出ガス観測局__一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の常時監視を継続実施し、大気汚染の未然防止に努めます。 ・有害大気汚染物質による汚染実態の調査監視を定期的の実施し、被害の未然防止に努めます。 ・国、県との連携を図り、新たな環境汚染物質や環境基準などに関する情報の収集に努めます。
汚染防止に向けた情報提供、意識啓発	・観測結果の周知を図り、環境に対する意識の向上、正しい知識の普及に努めます。 ・環境イベントや環境講座等を通じた広報・情報提供を推進します。
アスベスト飛散防止対策	・アスベストを使用した建物の解体・処理現場での適切なアスベスト飛散防止対策の実施を促します。



2. 水質汚濁対策

現状と課題

- ・市内の水質環境の観測については、5 河川 10 箇所、4 海域 5 箇所を実施しており、75%水質値で見れば、全ての測定箇所環境基準を達成しています。その他、主要な河川での窒素・りん調査、ため池での COD 調査、ゴルフ場や産業廃棄物処分場周辺等での排水調査を実施しています。
- ・公共用水域の環境基準を達成・維持し、水質汚濁の拡大を未然に防止していくため、常時監視が必要とされる地域・地点での水質調査を、引き続き実施していく必要があります。
- ・水質環境は、おおむね良好ですが、観測の時期によっては、環境基準が未達成となる箇所もあり、地域が一体となって生活排水対策を主とした水質改善を更に進める必要があります。
- ・下水道については、面的整備はほぼ完了しているものの、水洗化・生活雑排水処理率は 94.8% (R3 年度) であり、更なる普及に向けて下水道未接続世帯に対する接続指導を徹底していく必要があります。また、管路等施設の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理及びライフサイクルコストの軽減に向けた対策を進めていく必要があります。

取組の方針

- 地域の状況に応じて、公共下水道の整備・接続ならびに合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 下水道、合併浄化槽の適正な維持管理を行い、放流水の水質管理を徹底します。
- 地域ぐるみの水質保全の取組を推進します。
- 水質調査を継続的に実施し、情報の提供・共有を進めます。

【市民の取組】

- 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置・適正管理により公共用水域の水質を保全します。
- 農薬や除草剤、化学肥料は適正に使用します。
- 台所で調理クズや油分を流さないようにするなど、生活排水の汚れをできるだけ少なくします。
- 台所や洗濯で使う洗剤の適正量使用や水質への影響の少ない製品の使用に努めます。

【事業者の取組】

- 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置・適正管理により公共用水域の水質を保全します。
- 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の污水处理施設の適正な維持管理を行います。
- 事業活動に伴う排水処理と監視を適切に実施し、放流水の水質管理を徹底します。
- 油の流出事故が発生しないよう日ごろからの管理を徹底します。
- 農薬や除草剤、化学肥料は適正に使用します。

【市の取組】

① 水環境の負荷の低減

具体的な取組	内容等
生活排水対策の推進	・ 公共下水道の整備の推進及び下水道への接続を促進します。 ・ 公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持・管理のための指導・啓発を行います。
事業所等排水対策	・ 事業者に対して排水の適正処理に関する指導・啓発を行います。 ・ 必要に応じて事業者と環境保全に関する協定を締結し、事業者の環境に対する配慮を促進します。
水質事故への対応	・ 有害物質や油等の流出の未然防止を徹底するとともに、被害を最小限に抑えるための対応を行います。
河川の浚渫の推進	・ 河川の水質保全を図るため、河床の汚泥や汚染物質の除去を行う浚渫を推進するよう、関係機関に働きかけていきます。

② 水質の監視と情報提供

具体的な取組	内容等
水質汚染状況の監視と体制整備	・ 公共用水域等で継続的な水質調査を実施し、健全な水質環境が確保されるよう監視します。 ・ 産業廃棄物処理場周辺、大規模工場周辺、ゴルフ場周辺等での水質汚染の実態の調査監視を定期的実施し、被害の未然防止に努めます。
汚染防止に向けた情報提供、意識啓発	・ 観測結果の周知を図り、環境に対する意識の向上、正しい知識の普及に努めます。 ・ 環境イベントや環境講座等を通じた広報・情報提供を推進します。
体制の整備	・ 市民等が水質異常を発見した際の通報体制の強化と、迅速かつ的確な対応ができる体制を関係機関の連携のもとに推進します。 ・ 身近な水辺の水質に対する市民や事業者の関心を高め、地域ぐるみで水質の保全に取り組める体制を構築します。



3. その他の公害防止対策、環境衛生対策

現状と課題

- ・騒音・振動については、環境騒音3地区10地点、交通騒音・振動9路線9地点、工場騒音6工場11地点で測定を実施しており、全ての測定箇所、環境基準等を達成しています。環境基準等の達成維持に努めていくとともに、規制基準のかからない施設への対策も求められています。
- ・悪臭については、悪臭発生の可能性がある工場・事業場等(2箇所)においては、臭気調査を実施しており、いずれも規制基準を達成しています。引き続き、悪臭発生の可能性のある工場・事業場等へ適正な管理を求めていく必要があります。
- ・土壌汚染については、廃棄物最終処分場の下流域の農地4箇所において土壌及び米の調査を実施しており、土壌及び米について全ての調査地点で環境基準等を達成しています。土壌汚染の恐れがある工場・事業場の跡地等に対して、適切な対応を求めていく必要があります。
- ・地下水位については、2箇所で年間を通じて観測が行われています。近年の年間水位は、大幅な変動はありませんが、冬期間は、道路・駐車場の消雪用に大量の地下水がくみ上げられるため、大きく低下します。節水を心掛け、地下水の保全に努める必要があります。また、道路消雪においては、道路消雪施設の改善を行うなど、取水時間の短縮や取水量の削減を図る必要があります。
- ・ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質は、深刻な環境汚染、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れがあることから、環境リスクの低減に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・環境放射能については、国や県など関係機関とともに、空間放射線量のほか、大気浮遊じん、降水、水道水、土壌等の放射性物質濃度の観測を継続的に実施しており、引き続き、測定結果を広く周知し、環境放射能に関する正しい理解を深めていく必要があります。
- ・環境衛生対策として、空き地の管理やペットの飼い主のマナー向上に関する啓発などに引き続き取り組んでいく必要があります。

取組の方針

- 騒音、有害化学物質、地盤沈下等に関する監視・測定の継続的な実施、情報提供の充実、防止対策の推進を図ります。
- ペットの糞の処理や敷地内の除草など、環境衛生保全対策の促進及び啓発活動を推進します。
- 公害苦情や健康・生活環境被害の相談に適切に対応できる体制の整備を進めます。

【市民の取組】

- 騒音・振動 近隣への騒音に配慮し、深夜・早朝の静穏を保ちます。
- 悪臭 田畑への肥料散布等においては、悪臭が発生しないよう配慮します。
- 有害化学物質 日常生活の中で使用する化学製品について正確な知識を持ちます。
- 有害化学物質 農薬や化学肥料の適正な使用・管理を行います。

- 放射性物質 市内の放射線量や食品等の放射性物質の情報について正しく理解し行動します。
- 土壌汚染 土地取引に際して、土壌汚染の有無を確認します。
- 地盤沈下 地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 環境衛生 空き地を所有している場合、草刈や防除等、適時適切に管理を行い、害虫の発生を未然に防ぎ、周辺の居住環境に配慮します。
- 環境衛生 犬等のペットを飼う場合は、マナーを守り周辺に迷惑をかけないように配慮します。
- 環境衛生 住宅敷地の除草など、所有する敷地の維持管理に努めます。

【事業者の取組】

- 全般 事業所等の敷地周辺の環境整備を徹底し、周辺の居住環境に配慮します。
- 騒音・振動 工事作業においては、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺の環境に配慮します。
- 騒音・振動 特定施設の維持管理、防音・防振対策を適切に行います。
- 騒音・振動 飲食店などにおいてはカラオケ騒音等が発生しないよう配慮します。
- 騒音・振動 特定建設作業については届出を行い、規制基準を遵守して作業を行います。
- 悪臭 有機溶剤など、悪臭の原因物質の適正処理・保管を行います。
- 悪臭 家畜排せつ物の適正処理を行います。
- 有害化学物質 化学物質の適正な使用・管理と情報提供を行います。
- 有害化学物質 農薬や化学肥料の適正な使用・管理を行います。
- 土壌汚染 土地取引に際して、土壌汚染の有無を確認します。
- 地盤沈下 地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 有害化学物質 化学物質の排出量など、環境影響についての把握を行い、排出量削減に努めます。
- 環境衛生 事業所敷地内の除草など、所有あるいは管理する敷地の維持管理に努めます。

【市の取組】

① 騒音、悪臭、有害化学物質、土壌汚染、地盤沈下等の防止対策

具体的な取組	内容等
土壌汚染防止対策	・有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導を継続します。 ・農業生産者団体を通じて講習会などを実施し、農薬の適正使用・適正処理を指導します。 ・土壌汚染状況の調査が適切に行われるよう促します。
騒音・振動、悪臭防止対策	・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を要請します。 ・事業活動に起因する近隣への騒音や悪臭を防止するため、農商工の各団体などに対し、指導を行うよう協力を要請します。 ・工場の騒音について、必要に応じて協定による指導・啓発を進めます。
地盤沈下防止対策	・地下水揚水量の規制を継続し、地盤沈下の発生防止に努めます。 ・地下水の涵養に関する知識の普及、広報・情報提供を進めます。 ・地下水取水による地盤沈下への影響を軽減するため、道路消雪施設の適正な

具体的な取組	内容等
	点検及び運転管理を徹底します。また、取水時間の短縮と取水量の削減を図る消雪施設の一極集中管理システムの構築を進めます。
有害化学物質に関する情報の収集、知識の普及	・PRTR 制度*の活用などにより、特定化学物質の排出量や化学物質による環境へのリスクの把握に努めます。
放射線に関する情報提供と対策	・国や県が実施している大気、土壌、農水産物等に対する環境放射能調査結果について公表するとともに、関係機関との連携のもと、必要な対策を講じていきます。

* PRTR 制度__化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し公表する制度。対象となる事業者が自ら化学物質の排出量を把握し国に届出。届出対象とならない事業者や家庭、自動車等からの排出量についても推計し、届出データと併せて公表する。

② 公害苦情の適正処理

具体的な取組	内容等
関係機関との連携による適正処理	・公害苦情の適正かつ迅速な処理を進めていけるよう、庁内関係課及び関係機関との連携を強化した体制の整備を図ります。 ・市民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。
市民・事業者の意識啓発と情報提供	・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、また近隣での紛争に発展しないよう、住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。 ・近隣関係をめぐる苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた情報提供を実施します。

③ 環境衛生対策の推進

具体的な取組	内容等
意識啓発	・事業者及び市民の環境衛生意識の高揚を図るため、市の広報紙やホームページ等を通じた周知啓発を図ります。 ・身近な地域において、多様化する生活様式に則したルールやマナー、隣近所への配慮に関する認識の醸成を図ります。 ・特に、ペットの糞の処理、敷地内の除草等による維持管理について、意識啓発を図っていきます。
健康・生活環境に関する情報提供、相談体制の充実	・健康・生活環境への影響などに関する情報をわかりやすく提供します。 ・国や県、医療機関や法律の専門家などと連携して、健康・生活環境被害などに関する相談体制の充実を図ります。



4. ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策

現状と課題

- ・ごみの不法投棄の多くが、丘陵地周辺等の人目につきにくい場所で行われており、件数は減っていないのが現状です。引き続き、関係機関や地域住民と連携を図りながら、監視体制を強化していく必要があります。
- ・海岸に漂着するごみは、良好な景観や環境の保全、また沿岸漁業の振興を図る上で深刻な影響を及ぼしています。富山湾の漂着ごみの約8割は、県内の沿岸部や内陸部で発生したものであることから、海岸部及び河川の上流・下流部が連携して、より効率的な海岸漂着ごみの回収・処理や発生抑制対策を進めていく必要があります。

また、海岸漂着ごみの大半が生活系のプラスチックごみであり、回収が困難なマイクロプラスチックも多く見つかっていることから、プラスチックごみの発生抑制、水路への流出防止に向けた一層の取組が求められています。

取組の方針

- 廃棄物の適正処理に関する啓発と監視体制を強化し、ごみの不法投棄の防止を図ります。
- 海岸漂着ごみの削減に向けて、市民ならびに周辺市町村との連携に基づく取組を推進していきます。
- 環境教育や普及啓発を推進するとともに、美しい海を守る取組の情報発信に努めていきます。

【市民の取組】

- 不法投棄を発見したら、速やかに連絡・情報提供を行い、不法投棄の監視に協力します。
- 地域の不法投棄対策活動に協力します。
- 地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- ごみのポイ捨て、家庭ごみの不法投棄や野外焼却（たき火等の軽微なものを除く）をしません。
- 所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- 市一斉クリーン作戦や海岸清掃活動に協力します。
- 海洋ごみの現状を理解し、ごみのポイ捨てをやめ、地域清掃活動・河川清掃を実施します。

【事業者の取組】

- 不法投棄を発見したら、速やかに連絡・情報提供を行い、不法投棄の監視に協力します。
- 地域の不法投棄対策活動に協力します。
- 地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について、それぞれ適正に処理します。
- 産業廃棄物の排出事業者が処理を委託した場合、適正に処理が行われているかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認します。（マニフェスト制度の遵守）

- 所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- 市一斉クリーン作戦や海岸清掃活動に協力します。
- 消費者等への適正な処分の呼びかけを行います。
- 事業におけるプラスチック類の飛散及び水路への流出防止に努めます。

【市の取組】

① 不法投棄の監視体制の強化

具体的な取組	内容等
パトロールの強化	・地域や関係団体等と連携し、定期的にパトロールを実施します。 ・パトロールを担う市民ボランティアの育成を図ります。
関係機関との連携強化 (地域と警察の連携)	・地域や関係団体等との連携により、不法投棄に迅速に対応できる連絡体制を構築します。また、不法投棄発見時の連絡先の周知を図ります。 ・国・県の関係部局と連携し、不法投棄の調査・回収や防止策の検討を進めます。 ・悪質または常習的不法投棄については、警察と連携して対応にあたります。 ・空き地等の土地所有者や管理者に対して、柵の設置等により不法投棄されない環境づくりを行うよう促します。
啓発活動の推進	・一般廃棄物の不法投棄を防止するため、市が収集しない一般廃棄物の処分方法等についての情報提供・周知の充実を図ります。 ・市の広報紙やホームページ、ポスターやチラシ、勉強会や講習会、不法投棄強化月間の制定などを通じて、市民や事業者に対する不法投棄防止の啓発活動を展開します。

② 海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進

具体的な取組	内容等
海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進	・地域及び関係機関の連携による回収活動や抑制対策を促進します。 ・広域連携による海岸一斉清掃の取組を継続していきます。 ・河川の支流・河口での網場設置による河川ごみの調査・回収を検討します。 ・市内教育機関と連携した上流域での河川清掃を実施します。 ・海洋ごみの現状等の情報発信を強化し、上流域自治体等に向けた啓発を行います。 ・海岸清掃における海洋ごみの量やマイクロプラスチックの現状を知ることができる参加型イベントを開催します。

(2) 人と自然環境の共生

■方向性

本市には、森・川・海のほか、人との共生により形成されてきた里山などの良好な自然環境が多く残されています。しかし、農村部の人口減少と農林業従事者の減少に伴って、手入れが行き届かない範囲が広がっており、それら自然環境の荒廃が進むことが懸念されています。本市の優れた自然環境を適切に保全し活用していくためには、自然環境を守る取組を総合的に進めるとともに、農林水産業において環境や生態系への配慮を高めるなど、自然資源の持続可能な活用を図っていくことが重要です。貴重な自然を守り活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいきます。

■将来イメージ

- 市内にある貴重な自然を次世代に継承する重要性を、市民のみんなが認識しています。
- 身近な地域における里山などの豊かな自然環境は、良好な状態が保たれ、市民等の憩い・交流の場としての活用も進んでいます。
- 里山環境を適切に守り・活かしていく活動を、地権者のほか住民やNPO等の多様な主体が支えています。
- 都市開発や河川・海岸等の施設整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に十分に配慮しながら進められています。
- 水源涵養、国土・景観保全、生物生息など、森林や農地の多面的機能の発揮にも留意しながら、地域特性を活かした農林漁業の振興が図られています。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①市民参加による森づくり年間参加者数	839 人	389 人	839 人	
②里山等での保全・交流団体数	5 団体	3 団体	6 団体	
③希少動植物の保全活動数	0 件	2 件	2 件	県指定天然記念物（アシツキ、トミヨ等）に係る保全活動の促進

■基本施策と主な取組



1. 生物多様性の確保、生態系の保護

現状と課題

- ・親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。また、「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま 2012）」によれば、本市で生息が確認された絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）は、鳥類が2種、淡水魚類が1種、昆虫類が9種等となっています。
- ・希少生物をはじめとする野生生物の保護と生態系の保全（外来生物への対応等）を図るため、一層の意識啓発を図っていくとともに、身近な自然を適切に保全し、様々な種類の生物が生息できる環境の保全・回復に努めていく必要があります。

取組の方針

- 地域に生息する野生生物（希少動植物）の保護を図ります。
- 外来生物の侵入に留意しながら、生物多様性の確保や生態系の保護に努めます。
- 都市開発においては、経済的効果と環境重要度（動植物の貴重度等）のバランスを考慮しながら、自然との共生・調和に十分に配慮した都市開発に努めます。
- 暮らしや農作物等に被害をもたらす有害鳥獣の防除・駆除を適切に行います。

【市民の取組】

- 生物観察会など、自然とふれあう行事等へ積極的に参加し、野生生物に対する理解を深めます。
- 貴重な野生動植物を採取したり傷つけたりしません。
- 外来種の動植物は責任をもって飼育・栽培し、生態系に悪影響を及ぼす行為はしません。
- 違法な動植物の捕獲・譲渡、飼育はしません。

【事業者の取組】

- 事業活動に当たっては、野生生物の生息環境への影響が出ないよう十分配慮します。
- 野生生物（希少動植物）の保護活動や生態系の保全活動に協力します。

【市の取組】

- ① 希少動植物の保全

具体的な取組	内容等
希少動植物に関する調査と周知啓発	・地域の固有種や絶滅が心配される種の生息状況を調査し、保護対策について検討します。 ・天然記念物、絶滅危惧種等の希少動植物に関する情報の提供、保護の呼びかけを進めます。
希少動植物の生息環境の確保	・生態系における相互作用に配慮しながら、動植物の生息環境の保全に努めます。 ・地域や関係団体等による希少動植物の保護活動に対する支援の充実に図ります。 ・公共事業の実施においては、野生生物の生息環境への影響に十分配慮します。
外来動植物対策の推進	・外来種の分布・生息状況等の把握に努めるとともに、既存の生態系に著しい影響が生じないよう駆除等の適切な対策を講じます。

② 有害鳥獣対策

具体的な取組	内容等
有害鳥獣対策	・農地や居住地における鳥獣被害についてその状況を把握し、計画的な対策と被害発生時の迅速な対応を推進します。

2. 森林・里山環境の保全・活用



現状と課題

- ・本市の森林面積は 1,188ha（林野率 11%）であり、その内、民有林が 1,178ha、国有林（林野庁外）が 10ha となっています。農地については、経営耕地面積は 3,338ha であり、ほとんどを水田が占めています。10 年前と比較すると、経営耕地面積はほぼ同じ面積が維持されていますが、農業経営体数*は、709 から 446 へと約 6 割にまで減少しています。（令和 2 年農林業センサス）
*農業経営体数は、販売農家のほか法人や営農組合等の任意の組織を含む
- ・農林業や人々の生活との関わりの中で利用され保全されてきた里山の環境は、生活様式の変化や地権者の高齢化等により手入れが行き届かなくなり、荒廃が進みつつあります。暮らしの身近にある森林や里山の自然環境を、多様な生物が生息・生育する場として、また自然とのふれあいの場として保全・整備を図っていく必要があります。
- ・森林や里山が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的な機能の発揮には、人の関わりによる保全と活用が必要であることを認識し、林業振興による担い手の確保とともに環境保全に係る人材・組織の育成が必要です。
- ・また、農地についても、良好な環境の保全と創出に係る多面的な機能の発揮を考慮して、耕作放棄地の抑制や無秩序な農地転用の抑制に努めていく必要があります。

取組の方針

- 農地や森林の多面的機能の増進を図り、より良好な環境の農地・森林の保全・創出に努めます。
- 遊休農地や耕作放棄地の有効活用を促進します。
- 豊かな自然環境を体験し、学べる機会を増やします。

【市民の取組】

- 森林や里山に関する学習や保全の活動に参加します。
- 農地や森林の多面的機能への理解を深めます。
- 身近な自然に興味を持ち、自然とふれあい、親しむ機会を積極的に持ちます。
- 優良農地の保全とともに、遊休農地の賃貸借等による活用を促進を図ります。
- 減農薬や減化学肥料等、環境にやさしい農業を実践します。
- 計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。(個人が所有する森林)

【事業者の取組】

- 森林や里山に関する学習や保全の活動に参加・協力します。
- 市民による管理活動や環境教育の機会への協力を努めます。
- 身近な自然とふれあい、親しめる環境づくりに協力します。
- 開発事業を行うときには、環境への影響に十分配慮します。
- 計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。(事業者や組合等が所有する森林)

【市の取組】

① 森林の保全

具体的な取組	内容等
良好な森林の保全	・ 森林の望ましい姿に向けて、森林の多様な機能（水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等）に応じた適切な施策や保全を進めることとします。
市民の意識啓発	・ 森林や里山の機能などについて広く市民に広報し、森林・里山保全の大切さについて周知を図ります。また、森林や里山の保全活動への参加を呼びかけます。
市民等が主体となった活動の促進、支援の充実	・ 地域や関係団体等が主体となった森林整備や里山保全の活動を促進するとともに、活動に対する支援の充実を検討します。

② 農地の保全

具体的な取組	内容等
優良農地の保全、耕作	・ 優良農地の確保のため、担い手農家による賃貸借など農地の流動化を促進し、

放棄地の解消	経営規模拡大などを図ります。 - 耕作放棄地や休耕田を、市民農園や体験農園、学童農園等として活用し、耕作放棄地の解消と農業への理解を促進します。 - 農産物の「地産地消」を推進し、地域の農と食を通じた田園環境の保全を図ります。
環境保全型農業の促進	減農薬や減化学肥料など、環境にやさしい環境保全型農業の推進を図ります。エコファーマー制度の活用を促します。

③ 市民啓発、情報提供

具体的な取組	内容等
森林・里山環境に関する意識啓発	森林や農地の公益的機能に対する市民の理解を深めるため、情報提供と意識啓発を推進します。
里山環境を活かした交流の推進	関係団体等と連携しながら、豊かな森林・里山の環境を活用した自然とのふれあいを深める場や機会の提供に努めます。



3. 水循環の保全

現状と課題

- 県では、地盤沈下や塩水化等の地下水障害の発生を防止するため、「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の採取量の規制を行っており、本市は、その指定区域に含まれ、平成27年度の指定区域における採取量は12.3百万m³/年（規制地域8.2百万m³/年、観察地域4.1百万m³/年）となっています。
- 健全で豊かな水循環を維持していくためには、地下水の保全とともに涵養を推進していく必要があります。また、生態系にも配慮し、農薬や化学肥料の適正な使用に努めていく必要があります。

取組の方針

- 県条例に基づき、地下水の適正管理を図ります。
- 節水や雨水の有効活用等を促進し、地下水の適正利用に努めます。
- 農地や森林の保全による水源涵養機能の維持を図ります。
- 湧水等の良好な水資源の保全を図ります。

【市民の取組】

- 節水や雨水の有効活用に努めます。
- 雨水の活用や地下への浸透を促進し、地下水の涵養に努めます。

- 水源保全のための事業や活動に参加します。
- 農薬や肥料、化学物質の適正な使用と廃棄を行います。
- 良好な水資源の保全に協力します。

【事業者の取組】

- 節水や雨水の有効活用に努めます。
- 雨水の活用や地下への浸透を促進し、地下水の涵養に努めます。
- 地下水の適正な利用に努めます。また、有効活用策について検討を行います。
- 水源保全のための事業や活動に参加・協力します。
- 農薬や肥料の適正な使用と廃棄、家畜排泄物や化学物質の適正処理を行います。
- 良好な水資源の保全に協力します。

【市の取組】

① 地下水の適正管理と涵養

具体的な取組	内容等
地下水の保全、水源の保全	・農薬、肥料等の過剰な使用、家畜排泄物の野積み、化学物質の土壌への浸透処理などが地下水や土壌に与える影響についての周知に努めます。また、その管理や廃棄時の措置についての指導に努めます。 ・廃棄物処分場やゴルフ場の周辺において、排水及び地下水の調査を実施し、周辺地域や下流域への影響について状況把握に努めます。 ・市街地における雨水浸透施設（透水性舗装等）の整備を検討し、地下水の涵養について研究を進めていきます。 ・樹林地や農地の水源涵養機能を重視し、これらの保全に努めます。
節水、水の有効利用	・適正な地下水利用（節水や有効利用）を周知啓発します。 ・公共施設における節水や雨水の有効活用を推進します。

② 湧水等の水資源の保全・活用

具体的な取組	内容等
湧水等の水資源の調査	・湧水等の良好な水資源の実態調査を行い、保全・活用すべき水資源を把握します。
湧水等の水資源の保全と活用	・貴重な湧水等水資源について、周辺の生態系や景観等も考慮しながら、適切な保全を図ります。 ・湧水の飲料水としてのブランド化など、地域の特産商品や観光資源としての活用を図ります。

(3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出

■方向性

公園・緑地の整備と緑の創出、まちなみ景観の形成、環境美化等の取組を積極的に進め、さらにうるおいとやすらぎのある快適環境の創出を図っていきます。

■将来イメージ

- 生活の場や人々が訪れる場で、うるおいを感じる緑や水を活かした環境整備や、歴史文化に配慮した街並み整備が進められています。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①身近な公園や歩道、公共施設における花や緑に満足している市民の割合	—	91 %	90%	環境とくらしフェアで毎年アンケート調査を実施 総合計画アンケート（H24.7）では、施策「環境保全」に対して 72.8%が満足
②地域花壇数	259 面 (H27)	244 面	240 面	
③市民と行政との協働による都市公園管理数	94 箇所 (H27)	95 箇所	99 箇所	

■基本施策と主な取組



1. 公園緑地の保全・創出

現状と課題

- ・本市には、151 箇所・220.9ha の都市公園が開設されており、市民一人当たりの都市公園面積は 24.6 m²となり、県平均の 15.8 m²を大きく上回っています。
- ・市街地におけるうるおい空間の創出と地球温暖化対策の一環として、緑化の推進は大変効果的であることから、引き続き、都市公園における良好な緑地の維持や各種公共事業での緑化の推進と、一般家庭や事業所における緑化を促進していく必要があります。
- ・河川や海岸等については、良好な自然環境の保全に留意しながら、市民が集い、憩える交流拠点としての環境整備を進め、さらに魅力ある快適な水辺空間を創出していくことが望まれます。

取組の方針

- 市民の憩いの場、生物の生息場所、さらに災害時の避難場所となる公園緑地の保全を図ります。
- 公共施設をはじめ、住宅や事業所などの緑化を促進し、緑豊かなまちづくりを進めます。
- 市民が集う交流空間として、河川や海岸等の水辺の環境整備を推進します。
- 自然を身近に感じられる緑豊かなまちづくりに向けて、緑・水辺のネットワーク形成を図ります。

【市民の取組】

- 家の周りで緑化に取り組むなど、自らも積極的に快適環境の創出に努めます。
- 身近な公園や緑地、街路樹などの維持や管理に参加します。
- 家庭では、生垣、花壇、プランター等による敷地内の緑化に努めます。
- 地域の緑化活動に参加・協力します。
- 屋敷林を残すなど、身近な樹木を大切にします。

【事業者の取組】

- 事務所等の周りで緑化に取り組むなど、自らも積極的に快適環境の創出に努めます。
- 地域の公園や緑地、街路樹などの維持や管理に協力します。
- 事業所等では、生垣、花壇、プランター等による敷地内の緑化に努めます。
- 施設の建設や改修のときには、一定割合以上の緑地の確保に努めます。
- 地域の緑化活動に参加・協力します。

【市の取組】

① 公園緑地の維持管理の充実

具体的な取組	内容等
都市公園等の維持管理の充実	・主要な公園緑地である都市公園や野外レクリエーション施設の維持管理の充実を図ります。 ・地域の身近な公園については、住民の意向を踏まえながら、住民参加による維持管理について検討を進めます。

② 水辺空間の環境整備

具体的な取組	内容等
水辺に触れあう場の整備	・庄川、内川、下条川等の河川や海岸の水辺を活かし、散歩道や親水空間の整備を進め、水辺とふれあえる場を増やします。 ・河川改修にあたっては、自然を活かした水辺空間の創出に努めます。
水辺に関する意識啓発	・水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の向上を図ります。

③ 緑化の促進

具体的な取組	内容等
家庭や事業所等における緑化の促進	・住宅や事業所等の敷地における緑地の確保や植樹など、地域緑化の推進に向けた市民や事業者の協力を要請します。また、市民や事業所等の緑化の取組に対する支援の充実を図ります。 ・地域の美観風致を維持するために特に保存が必要な民有樹木等については、指定樹木制度（花と緑の銀行射水支店）を活用して保存を図ります。
公共施設における緑化の推進	・公共施設の整備・改築時において、敷地規模に対して一定割合以上の緑地を確保するなど、市公共施設における緑化を計画的に推進します。また、道路や河川についても関係機関と協力しながら緑化の推進を図ります。

④ 公園緑地等のネットワーク化

具体的な取組	内容等
歩道や河川堤防等を活用した緑地ネットワーク空間の整備	・街路樹のある歩道や河川堤防等を活用し、緑地拠点となっている都市公園や公共施設等をつなぐ緑地ネットワーク空間の整備を推進します。 ・広域的な水辺空間・緑地空間の整備や動植物の生息に適した環境の形成に向けて、県や近隣市、関係機関などとの調整・検討を進めます。
ビオトープ創りの推進	・身近に自然を体験できる場所として、学校などでのビオトープ創りの推進を図ります。



2. 良好な景観の形成

現状と課題

- ・内川周辺地区などでは、歴史的風情のある街並みが形成されております。また、海王丸パーク等の観光交流拠点では、立山連峰や富山湾の優れた眺望を活かした施設整備が行われてきました。
- ・私たちに精神的な恵みをもたらす良好な景観の価値を再認識し、その適切な保全と快適な地域環境の形成に向けた活用を進めていく必要があります。

取組の方針

- 地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり（街並み形成）を図ります。
- 地域の歴史・文化的な財産の価値を再認識し、適切な保護と活用を図ります。

【市民の取組】

- 住宅や付属物等について、周囲との調和に配慮して、良好な街並みの保全・創出に努めます。
- 地域の歴史や文化に対する理解を深めます。
- 史跡や天然記念物等の文化財への理解を深め、保全・継承に協力します。

【事業者の取組】

- 事業所や付属物、広告物等について、周囲との調和に配慮して、良好な景観の保全・創出に努めます。
- 地域の歴史や文化に対する理解を深めます。
- 史跡や天然記念物等の文化財の保全・伝承に協力します。

【市の取組】

① 良好な景観の形成

具体的な取組	内容等
良好な景観形成の推進	・内川周辺地区での水辺・歴史を活かした景観まちづくりを推進します。 ・富山湾から立山の雄大な眺望景観や里山景観など、良好な自然景観の保全に努めます。 ・県の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。
意識啓発と情報提供	・良好な景観の形成及び景観資源の保全に向けて、市民、事業者等の理解・協力を高めていくための啓発・情報提供を図ります。 ・建造物の建設や広告物等の掲示においては、周辺の景観との調和や街並みの形成に十分に配慮するよう、市民や事業者への啓発を行います。

② 歴史・文化の継承

具体的な取組	内容等
文化財の保存と活用	・各地域の歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事等の文化財も地域の環境を形成する重要な要素であることから、それらの価値を再認識し、関心を高めるとともに、継承に向けた意識の高揚を図ります。

(4) 循環型社会の構築

■方向性

資源の枯渇や地球温暖化の進展が深刻さを増す中、市民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷をなるべく小さくする暮らし方（ライフスタイル）や事業活動（ビジネススタイル）への変革を進め、そのスタイルを標準として定着させていくことが重要です。そのために、廃棄物の排出抑制とリサイクル、資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指していきます。

また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の考え方も取り入れて、製品を製造の段階からリサイクルや再利用がしやすい設計とすることで、持続可能な形で資源を利用していきます。

■将来イメージ

- ごみの分別は徹底され、買物等ではマイバッグの持参が定着し、ごみの減量が進んでいます。
- 製造メーカーでの製品の容器包装の簡素化、小売店でのトレイを使用しない商品販売など、事業者も積極的にごみ削減に取り組んでいます。また、消費者も環境に配慮した商品や取組を行う店を選択しています。
- 食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、「食べる」ことに関係する様々な場所において、食べ物を無駄なく大切に消費しようという意識が高まり、食品ロスの削減が進んでいます。
- バイオマス産業都市構想に基づき、地域の有機性資源を活かした、たい肥製造、廃食油活用、もみ殻有効利用等が進み、地域の循環型社会づくり（環境活動）と産業創出（経済活動）の両立を目指すバイオマス産業として定着しています。
- 市民、事業者が3Rに取り組むとともに、製品のライフサイクル全般でサーキュラーエコノミーへ移行することにより、資源消費の最小化が図られ、良好な環境の維持と持続的な経済・社会が両立しています。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①市民1人1日当たりのごみ 排出量	1,058 g ※	1,085 g	983 g	一般廃棄物処理基本計画 改訂 での目標値 (R8) ※事業系資源物含む
②市民1人1日当たりのごみ の最終処分量	50 g	99 g	90 g	一般廃棄物処理基本計画 改訂 での目標値 (R8)
③リサイクル率	26.7% ※	22.0%	23.0%	一般廃棄物処理基本計画 改訂 での目標値 (R8) ※事業系資源物含む
④食品ロス削減の啓発協力店 舗の数	54 店舗	54 店舗	70 店舗	アルコールと料理を提供する飲食店（約70店） の全店舗を目指す。 ポスターやコースター等による市民啓発

⑤バイオマス産業でのたい肥製造量	3,600 t (H26)	3,326 t	4,300 t	バイオマス産業構想での目標値(R6)
⑥バイオマス産業での廃食用油利活用(混合燃油製造量)	5 万 ℓ (H26)	4.0 万 ℓ	10 万 ℓ	バイオマス産業構想での目標値(R6)

■基本施策と主な取組



1. 廃棄物の排出抑制の推進

現状と課題

- (令和3年度：第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂 による)
- 令和2年度の1人1日平均排出量についてみると、一般廃棄物全体では1,066g(平成27年度1,117g)と過去5年間で約5%減少しています。内訳として家庭系ごみでは594g(平成27年度577g)、事業系ごみでは416g(平成27年度450g)、資源集団回収量では56g(平成27年度91g)となっており、資源集団回収量は減少傾向が続いています。
 - 1人1日のごみの排出量の減量化は進んでいるものの、全国平均と比較すると近年は高値で推移しており、一層のごみの減量化・資源化の取組が必要です。
 - 引き続き市民や事業者に対して、ごみの分別排出ルール of 徹底を協力要請していく必要があります。
 - 近年、大きな課題となっている食品ロス(食品廃棄物)に関しては、県等との連携を図りながら、実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な減量化及び資源化対策を検討する必要があります。

取組の方針

- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイル・地域づくりの推進を図ります。
- 分別収集体制の構築により、廃棄物発生量の削減を図ります。
- 廃棄物の排出抑制に向けて、特に食品ロス対策の強化を図ります。
- プラスチックごみの一括回収方式を導入し、リサイクルすることで、資源循環を図ります。

【市民の取組】

- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイルに努めます。
- 食事は作り過ぎないように留意し、食べ残しによるごみを極力出さないようにします。
- 生ごみを排出する際は、水切りをしっかりと行い、ごみの減量化を図ります。
- 買い物の際には、マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。
- 買い物時には、その必要性をよく考えて、無駄なものを購入しないよう努めます。
- ごみの分別排出を徹底し、減量化と再資源化に努めます。

○人や社会・環境に対して十分配慮された商品活動をしします。

【事業者の取組】

- 容器包装の簡素化に努めます。
- 使い捨て商品や過剰包装商品の使用を削減します。
- 再利用しやすい商品、簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- 事業活動の各段階で廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。
- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイルの提案や情報提供などを積極的に行います。
- 産業廃棄物の処理業者は、業界全体として技術や能力の向上に努めます。
- 産業廃棄物の排出事業者が処理を委託した場合、適正に処理が行われているかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認します。（マニフェスト制度の遵守）
- 食品廃棄物の減量化及び資源化に努めます。
- 手続きのオンライン化やペーパーレス会議の実施により、利用する紙の使用を抑えます。
- 代替素材等による包装を含めプラスチック容器を選択可能な方法で提供し、無償でのワンウェイ製品の提供を控えます。
- 再資源化に関する技術開発に努めます。
- マイボトルの推進に取り組みます。
- グリーン購入等環境にやさしい製品を購入します。

【市の取組】

① ごみ縮減の体制強化

具体的な取組	内容等
ごみ縮減の意識啓発の推進	・広報や環境とくらしフェア等を通じて、ごみを増やさないライフスタイルや事業活動について、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。 ・廃棄物処理法、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の法制度への適切な対応を図るとともに、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。
常時回収ステーションの充実	・民間事業者と連携し、収集日以外にも資源物を出せるよう、常時回収ステーションの充実を図っていきます。
プラスチック資源の一括回収	・プラスチック製容器包装に加え、プラスチック使用製品ごみも合わせて一括回収する方式を導入することで、再資源化率を向上させていきます。

② 食品ロス対策

具体的な取組	内容等
食品ロスの実態調査の推進	・県との連携により、食品ロスの実態の把握を進めます。調査結果を踏まえ、総合的な対策の検討を進めます。
食品ロスの意識啓発の推進	・国の啓発活動である30・10運動*の推進を図ります。啓発協力の飲食店舗へのポスター掲示等と合わせて、市民に対しても、広報や環境講座等を活用した情報提供・啓発を推進していきます。
食品ロス・食品廃棄物の削減の推進	・食品ロスの多くを占める手つかず食品の削減対策について、関係機関と連携して、総合的な対策の検討を進めます。 ・フードバンク活動・フードドライブによる未利用食品の有効活用を図ります。 ・事業系の食品廃棄物等の資源化について検討を進めます。

* 30・10（さんまる いちまる）運動—食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもの。2011年に長野県松本市で始まり、全国に広がりつつある。富山県では、2017年に同様の取組を3015（さんまる いちご）運動として提唱している。

2. 資源有効利用の推進



現状と課題

- ・集団回収量や分別収集は近年減少傾向にあり、再生利用率は約20%となっています。事業系資源ごみを把握した場合、富山県平均や全国平均と比較すると、高水準で推移している状況にあります。
- ・循環型社会の構築には、廃棄物の3R（リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生利用）を一層推進することが必要です。ごみ発生そのものを抑制することが重要です。
- ・更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります。
- ・クリーンピア射水からの処理残渣物（焼却固化物、焼却不燃物等）の有効活用について引き続き検討する必要があります。

取組の方針

- 徹底した分別収集体制の構築を進めます。
- リサイクル（Recycle 再生利用）の徹底を中心に、3Rの推進によるごみの資源化を推進します。
- 本市の循環型社会づくりのモデル事業であるバイオマス事業の推進を図ります。

【市民の取組】

- ごみを減量するため3R運動を実践します。
- 地域の資源集団回収活動に協力・参加します。
- ごみの分別と出し方のルールを遵守します。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 生ごみ自家処理機材を活用して、生ごみの堆肥化に努めます。
- リユース品やリサイクル品の購入・使用に努めます。
- フリーマーケットやバザー等を活用して、楽しみながらリサイクルに取り組みます。
- ごみステーションは常に清潔に保つなど、それぞれの地域で責任を持って管理します。

【事業者の取組】

- 簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- リユース・リサイクルしやすい製品の製造・販売・購入に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 使用済み製品の自主回収に努めます。
- 有害ごみの分別を徹底します。
- 民間リサイクル施設の活用、再生品利用の拡大に努めます。
- 食品リサイクル法の基本方針に基づき、食料資源のリサイクル等の有効利用に取り組みます。

【市の取組】

① 3Rの推進

具体的な取組	内容等
ごみ減量化とリサイクルに関する意識啓発	・市の広報やホームページ等を活用し、ごみ削減とリサイクルに関する情報発信・共有を進め、市民の意識の向上を図ります。 ・ごみ処理にかかる経費等の情報を公表し、ごみ減量化とリサイクル推進の必要性を事業者や市民へ繰り返し啓発します。 ・事業系一般廃棄物の資源化の取組について、事業者や関係団体に指導します。
リサイクル関連イベント等の開催支援	・フリーマーケットやバザー、リサイクル製品の普及・販売など、リサイクルを促進するイベント等の開催・運営を支援します。
市民等による資源回収活動の支援	・市民団体などによる自発的な有価物・資源物の回収を促進します。より効果的な回収のあり方や支援について検討します。
分別収集体制の強化	・ごみの分別・出し方について、市報・ホームページ、ふれあい講座等を通じて、市民や事業者への周知・啓発を強化します。 ・排出量の減量化と再資源化を推進するため、市民や事業者の理解と協力を得ながら、収集体制の強化を図ります。 ・事業者に対して、事業所内での分別の徹底を指導します。
生ごみたい肥化の促進	・ごみ排出量の削減を図るため、家庭から排出される生ごみのたい肥化を促進します。生ごみ処理機器の購入補助の継続を図ります。

3. バイオマス産業都市構想の推進

現状と課題

- ・本市では、平成20年度にバイオマスタウン構想を策定し、堆肥の製造、廃食用油の活用、もみ殻の有効利用、バイオマス教育を4本柱とする取組を推進してきました。また、平成26年度には、その後の関連施設の整備や社会経済の情勢変化等を踏まえ、本市のバイオマス産業の確立に向けた各種プロジェクトについて定めたバイオマス産業都市構想を取りまとめています。その構想に基づき、平成27年度には未利用間伐材を燃料とする県内初の木質バイオマス発電施設が整備されました。
- ・バイオマス構想の採算性や持続性を確保していくため、各関連事業の連携・融合を促進していく必要があります。商品の販路拡大等の事業拡大が課題となっています。
- ・市民一体型のバイオマス産業都市を推進していくため、市民理解を高める意識啓発や体験交流等のソフト事業の一層の充実が望まれます。

取組の方針

- これまでの個々のバイオマス事業の融合により、さらに幅広いバイオマス事業の推進を図ります。
- バイオマス構想を、本市における循環型社会づくりのモデルとして、広く市民の理解と協力を得ていきます。

【市民の取組】

- バイオマスの利活用の学習に努め、理解を深めていきます。
- 各種のバイオマス事業への参加・協力を努めていきます。

【事業者の取組】

- バイオマスの利活用の情報収集や理解を深めるよう努めます。
- バイオマスの利活用を通じた新規事業の展開を積極的に検討し、事業化に努めます。

【市の取組】

① バイオマス事業の推進

具体的な取組	内容等
バイオマス関連事業者への支援の充実	・ バイオマス関係事業者に対して、さらに幅広く高度に事業活動できるよう支援します。 ・ 事業者によるバイオマスを利活用した新規の事業展開を促進するため、情報提供と支援を図ります。
バイオマス産業の推進	・ 木質バイオマス発電、たい肥製造、廃食油有効活用、もみ殻有効利用の取組を進め、事業個々の技術向上や品質向上を図りつつ、それらを融合し付加価値

具体的な取組	内容等
	値商品の開発を推進します。 ・引き続き、産学官の連携体制の強化を図ります。

② バイオマス教育の推進

具体的な取組	内容等
バイオマス教育の推進	・プラント施設の見学会や、たい肥等のバイオマス製品の学校や地域での活用を通じた環境教育の展開など、バイオマス教育の推進を図ります。 ・バイオマスの利活用の情報提供に努めます。

(5) 地球環境の保全

■方向性

世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、巨大台風等といった異常気象の背景には、地球温暖化の影響が指摘されており、持続的な発展が可能な社会に向けて、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、脱炭素社会を実現する必要があります。

温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組み、蓄電池等を活用した自家消費型の利用に転換を促していくことが重要です。

また、市民・事業者・行政の協働による環境配慮行動の促進及び脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換促進に取り組むなど、省エネを推進していくことが必要です。

さらに、省エネ性能の高い建築物の普及や太陽光発電等の余剰電力の地域内での有効活用、環境に配慮した移動手段への転換促進など、まちの脱炭素化を進めていくことが必要になります。

あわせて、すでに引き起こされている地球温暖化を起因とする気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策に取り組むとともに、オゾン層破壊や酸性雨の原因物質の排出抑制等の取組を進め、かけがえのない地球環境の保全に努め、未来に受け継いでいきます。

■将来イメージ

- 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球環境問題に関する正しい理解が広がっています。
- 市民一人ひとりが、地球規模の環境問題の重要性を理解し、環境の視点から生活行動や経済活動を見直し、実践しています。
- 中長期的に避けられない気候変動の影響に対し、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止める、あるいは気候の変化を利用していく「適応」の取組が積極的に行われています。
- 太陽や水、バイオマス等の恵まれた自然資源を活用した再生可能エネルギーの利活用が進み、エネルギーの地産地消が広がっています。
- エコカーの普及や公共交通機関へのシフト、省エネルギー住宅の普及など、民生部門での温室効果ガスの排出量抑制の取組が進んでいます。
- 本市における温室効果ガス排出量のうち約半分を占める産業部門において、確実に高まるカーボンニュートラルへの対応について、自社内での取組だけでなく、調達先や顧客、消費者を含めたサプライチェーンも意識した対応が行われています。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①何らかの地球温暖化対策を実践している市民の割合 *対策内容_節電、節水、緑化、ごみ排出抑制、ごみ分別、生活排水配慮、アイドリングしない等	—	94.6%	95%	環境フェアで毎年アンケート調査を実施 国調査を参考に各項目 90%以上を目指す。 今後、指標の細区分について検討

②公共交通の利用者数（万葉線）	115.6 万人	89.5 万 人	108.8 万 人	万葉線経営改善計画（令和8年度推計値）
（コミュニティバス）	(H27) 38.9 万人	33.6 万 人	45.0 万 人	射水市地域公共交通網形成計画（令和6年度目標値）
③電気自動車充電ステーション設置数	13基 (12箇所)	13基 (12箇所)	18基 (17箇所)	
④温暖化対策に関する環境講座の実施回数・参加者数	2回60 人	新型コロナウイルスの影響により中止	2回60 人	現状維持を目指す。
⑤外灯のLED切り替え率	61.5%	72.1%	85.0%	現況_LED切り替え数 9,035基 ÷ 全外灯数 14,699基 = 61.5%
⑥温室効果ガス排出量 （平成25年度（2013年度）比）	－	▲28.7% （令和元年度）	▲50.0%	射水市再生可能エネルギービジョンでの目標数値

■基本施策と主な取組

1. 再生可能エネルギーの導入促進



現状と課題

- ・本市の2020年度の再生可能エネルギーによる発電量は98,583MWhであり、区域の電気使用量の年間の電気使用量（推計値）の9.5%にすぎません。
- ・「再生可能エネルギー情報提供システム」（「REPOS」）によると、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルはほぼ太陽光発電に限られ、そのポテンシャルも市内エネルギー消費を賄えるほど十分ではありません。（844,400MWh）
- ・本市における新築住宅の太陽光発電導入率は新築住宅の2割程度であり、全国の4割の半分と少ない状況にあります。
- ・金融機関や投資家による気候変動への対応を求める動きが強まっており、カーボンニュートラル実現に向けた取組が急拡大しています。特に、国際的なサプライチェーンを有する企業では、末端まで含めて脱炭素化に向けた具体的な目標を掲げ始めており、市内企業においても再生可能エネルギーの導入に向けて早急に対応していくことが求められています。

取組の方針

- 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。
- 蓄電池やHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）など、エネルギーの自家消費や効率化を促進し、災害時にも強い自立分散型エネルギーシステムの普及促進に取り組みます。
- 公共施設、家庭、事業所に再生可能エネルギーの導入を促進します。

- バイオマス構想に基づき、木質バイオマス発電事業の推進を図ります。
- ごみ処理による発電を活用した再生可能エネルギーの発電量を増やします。

【市民の取組】

- 住宅へ自家消費型太陽光発電設備を導入するとともに、蓄電池を活用し、創・蓄エネに取り組みます。
- 再生可能エネルギーの利用を優先に電力契約を考えます。

【事業者の取組】

- 再生可能エネルギーへの転換に努め、化石燃料の使用を削減します。
- 工場や事業所等への自家消費型太陽光発電設備を導入するとともに蓄電池を活用し、創・蓄エネに取り組みます。
- 自社の温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を設定します。

【市の取組】

再生可能エネルギー導入の促進

具体的な取組	内容等
ポテンシャルに合わせた計画的な太陽光発電設備の整備	・ 住宅への太陽光発電導入、蓄電池導入を支援します。 ・ 第三者所有モデル（PPA モデル）での太陽光発電設備により、一般家庭や事業所、公共施設等への導入を促進します。 ・ 農地を活用したソーラーシェアリングの導入を促進します。 ・ メガソーラーをはじめ、遊休地やため池を活用した太陽光発電の導入を促進します。
小水力発電設備の導入検討	・ 農業水路などを活用したマイクロ水力発電を検討します。 ・ 河川や用水路における小水力発電を検討します。
バイオマス発電設備の最大限の活用及び拡充	・ 既存木質バイオマス発電の拡充を検討します。 ・ 木質系廃棄物等の更なる燃料確保のための支援を検討します。 ・ クリーンピア射水におけるごみ焼却発電において再生可能エネルギーの認定を行います。
大型施設等の整備に伴う地中熱の活用の検討	・ 公共施設の整備・改修に伴って地中熱利用設備を率先的に導入します。 ・ 商業施設や事務所、工場等の大型施設の整備において地中熱の活用を促進します。
水田から生じるもみ殻の熱利用の可能性の検討	・ 既存もみ殻循環施設において熱交換器機能向上、もみ殻燃焼計画の見直しにより、熱エネルギー利用効率の最適化を図ります。 ・ 他のカントリーエレベーターにおけるもみ殻循環施設の導入を検討します。
地域マイクログリッドの構築	・ 災害時の重要拠点となるエリアから優先的にマイクログリッドを構築し、適正のある他のエリアに展開していきます。
情報提供と意識啓発	・ 小・中学校での環境教育や一般市民向けの環境講座等において、再生可能エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚を図ります。



2. 省エネルギーの促進

現状と課題

- ・本市の温室効果ガス排出量は近年減少傾向にあるものの、エネルギー消費量は電力・燃料ともにほぼ横ばいに留まっています。カーボンニュートラルの実現には、日常の省エネ行動に加えて設備、建築物の省エネルギー化が不可欠です。エネルギー消費設備、建築物の燃料転換や電化、高効率化については、エネルギー価格の高騰対策にもつながり、経済的なメリットもあることから、省エネと経済をうまく両立しながら省エネルギー化を進めていく必要があります。

取組の方針

- 電力や化石燃料の使用を抑制し、エネルギー消費量を減らすことで、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 公共施設や家庭での省エネルギー設備の導入、緑化等を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 温室効果ガス排出量の実態把握を行うとともに、情報の提供・共有を進め、市民意識の向上を図ります。

【市民の取組】

- 住宅の新築・改修の際には、高断熱化等の環境性能を高め、省エネルギーを図ります。
- 車購入の際には、電動車の購入を検討します。
- エアコンの設定温度の調整や待機電力のカット等のこまめな取組により、節電に努めます。
- 比較的近い場所には、徒歩または自転車で移動し、公共交通機関を積極的に利用します。
- アイドリング・ストップ等のエコドライブを実践します。
- 節電、冷暖房の温度設定の調整、家電製品のプラグを抜く等、省エネルギーに努めます。
- 省エネ性能の高い家電への買い替えを検討します。
- グリーンカーテンにより、冷房の使用を減らします。

【事業者の取組】

- エネルギー管理体制の整備を促進するため、ISO14001 やエコアクション 21 など PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムを導入します。
- 工場やオフィスを新改築する際には、省エネルギー型機器の導入、断熱性の向上に努めます。
- 事業活動において、冷暖房、照明、OA 機器等の利用の効率化を図り、省エネルギーを図ります。
- 社用車は、計画的に電動車へ転換を図ります。

【市の取組】

① 省エネルギーによる温室効果ガスの排出削減

具体的な取組	内容等
建築物の省エネルギー化	・新築される住宅について、ZEH 基準の省エネルギー性能の確保を目指し、快適さ・暮らしやすさを実現する建物の普及拡大を図ります。 ・住宅のエネルギー管理システム（HEMS）等の導入を促進します。
省エネルギー設備・機器の普及促進	・省エネルギー診断の受診を支援します。 ・高効率型の給湯器や照明、空調について、メリットのほか、国・県の補助等の支援制度等を市民や事業者へ情報提供し、その導入を促進します。 ・事業者への ESCO 事業*の活用などによる省エネルギー設備の導入を呼びかけます。 * ESCO 事業__Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。光熱水費等の削減により費用を賄うというビジネスの性質上、ESCO 事業が成立するためには、対象物件において相当なエネルギー削減余地が見込まれることが必要条件となる。
自動車の適正利用	・市民や事業者に対して、エコドライブへの協力を要請します。 ・あいの風とやま鉄道、万葉線、民間路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の公共交通機関の利用を促進します。 ・公用車は原則、電動車を導入していきます。
温室効果ガス排出削減の取組（グリーンカーテン事業等）	・市公共施設においてグリーンカーテンや屋上緑化に積極的に取り組みます。 ・住宅におけるグリーンカーテンについて、作り方の講習会を通じて普及を促進します。
市の率先した行動	・射水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業におけるエネルギー使用量の削減を図ります。 ・公共施設において、ESCO 事業の活用などによる省エネルギー設備・機器の導入を推進します。 ・外灯等の LED 照明への切り替えを推進します。

② 省エネルギーに関する調査と意識啓発

具体的な取組	内容等
エネルギー消費の実態把握	・市民、事業所、行政の各主体のエネルギー消費量の実態把握と情報共有に努め、省エネルギー対策の検討に活用していきます。
省エネルギーに関する調査、情報提供	・環境講座やイベント等を通じて、エネルギーの有効利用や省エネルギー対策に関する情報の提供と意識啓発を進めます。 ・市内事業所等について温室効果ガス排出量の把握に努めます。
省エネルギーに向けた市民意識の向上	・温室効果ガス排出抑制に関する情報提供を行い、地球温暖化問題に関する理解を深めます。



3. エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環

現状と課題

- ・地域における再生可能エネルギーの導入は、脱炭素・省資源を実現しつつ、地域の雇用、災害時のエネルギー確保によるレジリエンス（災害対応力）の強化といった経済・社会的な効用を生み出します。行政、市民、事業者が一体となり、地域資源を活かした新たなエネルギーの創出に努めるとともに、あらゆる資源を最大限活用し、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践することが必要です。
- ・本市には木質バイオマス発電施設、もみ殻バイオマス施設、ごみ焼却発電施設、アルミを中心とした資源循環を行う施設が集積しています。アルミは半永久的なリサイクルが可能であるとともに、新アルミ原料から生産する場合に比べ、消費電力とCO2排出量を約97%削減可能することが可能です。バイオマス産業の育成、工場等からの排熱利用、アルミの資源循環をはじめ、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済への転換を進めることが必要です。

【市民の取組】

- 地元産の製品、エネルギーを選びます。
- リサイクルを意識し、ごみの分別を正しく行います。
- 自家消費型太陽光発電設備を導入するとともに蓄電池を活用し、エネルギーの自家消費に努めます。

【事業者の取組】

- 環境への理解を深め、好循環を呼び起こす人材を育成します。
- 脱炭素事業に関連するイノベーションの検討や創出に努めます。
- 地産地消型のエネルギーシステムの構築に取り組みます。
- 未利用エネルギーである工場等からの排熱を発電や熱源等として利用します。

【市の取組】

具体的な取組	内容等
再生可能エネルギーの地域内循環	・太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールし、コミュニティ内の電力供給を賄うことができるシステムを構築していきます。 ・市内における再生可能エネルギー発電事業者を支援します。 ・公共施設に地域内でつくられた再生可能エネルギーを積極的に導入します。
循環型アルミ産業の拡大	・循環型社会ビジネスを振興します。 ・再資源化技術の開発を支援します。

具体的な取組	内容等
	・循環型アルミ産業網の構築に向け、支援します。
蓄熱輸送システムの導入	・蓄熱輸送システムの技術の動向把握に努めます。 ・排熱施設（工場・発電設備・ごみ焼却施設）と熱利用施設（工場・公共施設・ホテル・病院・集合住宅・温浴施設）の抽出蓄熱輸送システムを構築していきます。



4. 気候変動適応、オゾン層、酸性雨、水銀対策

現状と課題

- ・地球温暖化に伴う気候変動への対策としては、温室効果ガス排出量の削減や、森林の吸収源の増加などの「緩和」に全力で取り組む必要があります。しかし、「緩和」の効果が現れるには長い時間がかかるため、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対し、被害を最小限に食い止める、あるいは気候の変化を利用していく「適応」の取組みについても、積極的に進めていく必要があります。
- ・オゾン層は、地上約10～50km上空の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する働きがあります。フロン等の化学物質によるオゾン層の破壊は今も続いています。フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な対策強化を目的に施行されたフロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収と適正処理に関する取組を継続していく必要があります。
- ・酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。本市内の観測地点では、令和2年度の平均が4.9pH（3.9～5.9pH）であり、全国の4.65～5.15pH（※令和元年度）と比べて酸性雨の傾向となっています。現在のところ酸性雨が原因と考えられる被害は報告されていません。
- ・酸性雨の原因物質の排出抑制対策とともに、国・県等との連携による調査・情報収集を進めていく必要があります。
- ・地球的規模での水銀汚染の防止を目指す水俣条約が2017年8月16日に発効し、水銀使用製品の産業廃棄物については、水銀の回収が義務付けられました。今後、一般廃棄物についても同様の対応が求められていくものと予想され、それに向けての取組を進めていく必要があります。

取組の方針

- 激甚化する風水害等の災害に備えたまちづくり、防災対策を行います。
- 農作物について、耐暑性、耐病性の高い品種の導入を図るとともに、将来の気候変動により適応した品種の育成や転換を検討します。
- フロンなどオゾン層を破壊する物質の適正な処理を推進します。
- 酸性雨の被害状況や観測結果の収集と情報の公開を推進します。

- 水銀使用廃製品の適正な回収を推進します。

【市民の取組】

- 自宅、職場、地域の災害リスクを認識し、災害発生時にとるべき避難等の行動を確認します。
- 熱中症対策を十分に行い、健康に気を付けます。
- フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。
- マイカーの使用を減らすなど、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。
- 水銀による健康被害や環境破壊を防止するため、電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な分別回収に取り組みます。

【事業者の取組】

- 気候変動に適応した農林水産業技術の確立に取り組みます。
- 災害時の企業の事業継続や事後の素早い復旧を目的とした事業継続計画（BCP）を策定します。
- 自然災害に対するレジリエンス向上のため、自家消費型の再エネ設備の導入を推進します。
- フロン使用設備の廃棄や修理の際には、適正な処理業者に委託します。
- 低公害車や低燃費車の導入により、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。
- ばい煙を発生する特定工場では、大気汚染物質の排出削減を図ります。
- 水俣条約に基づき、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等について適正な措置を講じます。

【市の取組】

① 気候変動への適応対応

具体的な取組	内容等
浸水、土砂災害等対策の推進	・下水道事業による雨水排水路、雨水貯留池の整備等の浸水対策等を行います。 ・洪水浸水想定区域を適宜見直します。 ・地域における防災リーダーの育成支援など、地域防災力の強化を図ります。
ライフラインの確保	・電力、ガス、上下水道、通信等のライフラインについて、災害時においても機能不全に陥らないよう、電力会社、ガス事業者、水道事業者、電気通信事業者等の関係機関と連携し、災害被害防止策を講じます。
高温対応農作物の推進	・高温でも育つ農作物の品種開発や栽培を支援します。
熱中症予防対策の推進	・作業中の熱中症対策について、各種広報媒体で情報発信を行い、市民に向けて注意喚起や予防行動の啓発を行います。 ・児童生徒の安全確保のため、各学校に対し、高温注意情報に関する注意喚起や熱中症予防対策の周知に努めます。

② フロン等オゾン層破壊物質の適正処理

具体的な取組	内容等
フロン回収の適正指導	・民間事業者による適正なフロン回収とその後の破壊処理を指導します。また、フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。

③ 酸性雨に関する観測・監視、情報提供

具体的な取組	内容等
観測・監視の継続と情報の収集・提供	・酸性雨の観測・監視を継続するとともに、酸性雨による被害状況等の情報収集と市民への情報提供を進めます。
発生源対策の推進	・工場・事業場、及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制を図るため、住宅や事業所等での再生可能エネルギーへの転換、自動車利用の抑制等を促していきます。

④ 水銀使用廃製品の適正な回収

具体的な取組	内容等
水銀使用廃製品の適正な回収	・家庭から排出される電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な回収を推進します。

(6) 市民協働による環境の保全・創出

■方向性

市民一人ひとりが身近な地域レベルから地球レベルまでの様々な環境問題に対して理解を深めながら、市民、事業者、市等のすべての主体が「知っている」から「行動する」主体となって、環境配慮・創造型の暮らし方や事業活動に変革していくことが重要です。そのための学習・啓発や実践の機会充実、活動・組織の育成・支援の充実を図っていくとともに、各主体の協働・連携に基づく推進体制の構築を図っていきます。

■将来イメージ

- 日常生活や事業活動、地域活動などの様々な場面において、環境に配慮した行動を自発的に行うことができる人が増えています。
- 環境学習の機会が充実し、市民の環境に対する理解は高く、自然環境、省エネルギー・省資源、景観などに関して、環境保全のために具体的に行動する・実践する人が増えています。
- 市民・地域、関係団体、行政などの多様な主体が連携して、環境保全や環境美化の活動が活発に行われています。また、そのような活動を通じて、都市部と農村部等の市民交流が活発化しています。
- 企業や事業所等において、製品の製造や販売での環境負荷の低減や、地域の環境保全活動への協力など、環境に配慮した事業活動が広がっています。
- 環境の保全や創出に係る活動・組織を育成・支援する仕組みが充実しており、地域における環境ネットワークが広がりを見せています。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①いみず環境チャレンジ 10 事業の実施数	15 学校	15 学校	15 学校	市内の全小学校での実施の継続 *県事業 6 校、市事業 9 校の合計
②エコアクション 21 認定数 (環境マネジメントシステム導入事業所数)	14 事業所 (エコアクション 21 のみ)	15 事業所	増加	エコアクション 21 ほかの環境マネジメントシステムも含めるかについて検討
③アダプト・プログラム参加 団体数、実施数	-	6,687 人	7,500 人	第3次総合計画での目標値(R14)
④協働事業数(市民、事業者 等、市の連携による環境事業)	4 事業	4 事業	7 事業	海岸清掃活動、事業者によるクリーン作戦活動等
⑤環境関連活動団体数(N P O 等)	7 団体	9 団体	9 団体	富山県民ボランティア総合支援センターに登録している N P O 法人で、活動分野に環境保全を含んでいる団体

■基本施策と主な取組



1. 環境学習・環境教育の推進

現状と課題

- ・本市では、市民を対象に環境講座を毎年実施しているほか、グリーンカーテンの育て方講習会など、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた啓発事業に継続的に取り組んでいます。
- ・子どもに対しては、富山県事業のとやま環境チャレンジ10により、各小学校の4年生を対象に環境教育プログラムを実施しています。また、小杉小学校では、地域の環境ボランティアの協力を受けながら、天然記念物であるミズアオイのビオトープの整備が行われています。
- ・一般廃棄物処理施設であるミライクル館のプラザ棟は、環境全般に関する情報発信の拠点として利用されており、太陽光発電設備、環境学習機材の設置、リサイクル品の展示、リサイクル体験工房、ごみ減量化及び分別の仕方に関する情報提供等を行っています。
- ・引き続き、市民や子ども（学校）などの年齢や生活場面に応じて、学習・教育の機会充実と参加促進を図っていく必要があります。
- ・環境教育や環境保全活動の活性化に向けては、コーディネート機能を強化し、多様な主体の参加と活動の拡大、連携が促進する仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ・環境学習・教育の取組を通じて、環境への意識を高め、環境に配慮して行動できる人を増やしていくことが重要です。また、市民一人ひとりの環境に配慮した行動を促していくためには、無理なく楽しみながら取り組んでいける工夫が必要です。
- ・行政側からの情報発信においては、受け手の年代や課題認識等の特性を十分に考慮して、効果的に進めていく必要があります。
- ・国民調査では、今後、行いたい環境行動として「講習会等で得た知識の実践」が45.9%で最も多くなっており、情報提供や啓発から、具体的な環境配慮の行動につなげていく取組が重要となります。

取組の方針

- 環境学習・教育に関する情報の収集と共有を進めます。
- 年齢や生活場面に応じた体系的な環境学習・教育を推進します。
- 環境学習・教育に取り組む個人や団体の活動を支援します。

【市民の取組】

- 日頃から環境について関心を持ち、家庭内で環境について話し合う機会を持ちます。
- 環境学習会や講演会などに参加し、環境に対する正しい知識・理解を深めます。
- インターネットなどを利用して環境情報を積極的に入手・活用します。
- 各種の組織・団体の活動において、環境の視点を含む取組や連携に努めます。

【事業者の取組】

- 職場において、従業員に対する環境学習・教育に取り組みます。
- 環境学習会や講演会、研修会などに参加し、社員の環境に対する正しい知識・理解を深めます。
- 学校や地域での環境学習・教育の推進に協力します。
- 各種の環境情報の提供に努めます。
- 環境配慮型イベントの開催や運営の支援を行います。
- 事業活動や施設が環境学習・教育に役立つ場合、事業の紹介や施設の開放など協力を行います。

【市の取組】

① 環境情報の提供、環境教育の場の整備

具体的な取組	内容等
情報収集と提供	・市の広報紙やホームページ等を活用し、環境に関する情報の提供に努めます。市民の意識を高めるための環境関連情報の充実を図ります。 ・各種行事の中で、環境関連情報の発信・提供を進めます。 ・環境問題等を分かりやすく伝える副読本の作成を検討します。また、「とやま環境チャレンジ10」（県事業）の副読本「地球温暖化を止めるため家族みんなでチャレンジ」の活用を進めます。
環境教育の場となる公共施設の活用・開放	・ミライクル館（廃棄物再生利用施設）やクリーンピア射水（ごみ焼却施設）、衛生センター（し尿処理施設）など、見学会等を通じて環境教育の場となる公共施設の活用・開放を進めます。 ・各種の環境団体の研修会や学習会、交流会等の多様な活動を促進するため、公共施設の活用・開放を進めます。

② 環境教育・講座の推進

具体的な取組	内容等
学校教育と連携した環境教育の推進	・小中学校などにおいて、「いみず環境チャレンジ10事業」（小学4年生対象）のほか、年齢や学習段階に応じた環境教育を推進し、体験学習を通じて、子ども達の環境への関心・理解を高めます。 ・地域と学校とが連携して、環境教育の充実を図ります。
年齢階層に応じた環境教育の推進	・子どもから大人まで、市民の年齢に応じた多彩な学習の機会・内容の充実を図ります。 ・連続講座や出前講座により、環境学習の機会を増やします。また、学習成果を実践に移していく実践型の学習の充実を図ります。 ・環境とくらしフェアを通して、環境保全意識の高揚を図ります。 ・海王丸パーク、太閤山ランド、新港の森等の大規模公園の豊かな自然環境を活用して、自然の中で行う学習やレクリエーションの機会を充実します。
事業所等における環境教育の促進	・事業所等における従業員向けの環境教育を促進します。出前講座等による支援に努めます。 ・事業者に対して、環境とくらしフェアへの参加・出展を呼びかけます。
市民主体の取組に対す	・市民が主体となつて行う環境学習会や見学会などの取組みを支援します。

具体的な取組	内容等
る支援	・環境教育を推進するうえで必要となる情報を提供します。
環境イベントの開催	・本市の良好な自然をアピールし、ふれてもらう機会を増やすため、自然観察会等の環境イベントの拡充を図ります。 ・海王丸パーク、太閤山ランドをはじめ、周辺のレクリエーション施設との連携を進め、良好な環境を活かした観光交流の取組を促進します。



2. 環境保全活動の推進

現状と課題

- ・本市では、六渡寺、海老江、本江で、海岸の一斉清掃を毎年実施しています。海岸部の市民だけでなく内陸部の市民も含めた全市的な活動として定着しています。
- ・また、道路や公園等の公共空間の美化清掃をボランティアで行っている個人・団体・企業を支援するアダプト・プログラム事業を実施しており、令和3年度時点で59団体が登録されています。その他、事業者が主体となった美化活動（クリーン作戦活動）も数多く取り組まれています。
- ・行政、市民、団体、企業等が連携した環境保全活動を更に推進していくことが望まれます。そのためには、環境保全活動に取り組む団体等の育成に努めていく必要があります。
- ・環境マネジメントシステムの導入を目指す事業所も増えており、エコアクション21の令和3年度時点の認証取得事業所数は15事業所となっています。

取組の方針

- 市民や事業所による主体的な環境保全活動や美化活動の取組を促進します。

【市民の取組】

- アダプト・プログラムに参加します。
- 河川沿いや海岸などを対象とした地域ぐるみの清掃活動などに参加します。

【事業者の取組】

- アダプト・プログラムに参加します。
- ISO14001 やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取得・認証に取り組めます。
- 河川沿いや海岸などを対象とした地域ぐるみの清掃活動などに参加・協力します。
- 環境に関する講座やイベントを開催・参加します。
- 植樹・緑化の取組を実施します。
- 自社の環境保全への取組を外部へ積極的に発信します。

【市の取組】

① 環境美化活動の推進

具体的な取組	内容等
環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援	・アダプト・プログラム等により、市民や事業者と市が協働して道路や公園等の清掃活動を推進します。 ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。 ・市民や事業者、学校、各種団体による環境美化活動への支援を行います。

② 事業者における環境保全に係る取組の促進

具体的な取組	内容等
事業者の環境マネジメント導入の支援	・国際規格である環境ISOや環境省が推進するエコアクション21の認証取得を推奨し、環境経営を促進します。認証取得に向けた支援の強化を図ります。 ・認証取得が事業活動においてもメリットとなる仕組みの検討を進めます。



3. 協働・連携の推進体制の構築

現状と課題

- ・本市においては、地域の既存組織や環境関連NPO等が連携し、市民等が主体となった里山保全や森づくり等の環境活動が進められています。引き続き、市民主体の取組を促進していくとともに、各種団体の連携を高めていく、主体的な取組を促進していく仕組みの整備が必要となっています。

取組の方針

- 市民や事業所による主体的な取組を支援します。
- 各主体間の協力・連携を促す体制の整備を進めます。
- 環境に係る人材の育成・発掘、活動の育成を図ります。
- 国、県、周辺市町村との協力・連携の体制強化を図ります。

【市民の取組】

- 自分の住む街に愛着を持ち、地域が主体となった環境保全活動に取り組みます。
- 日頃から環境に関心を持ち、情報収集に努めながら、正しい知識を身に付け、実践していきます。
- NPOやボランティアなどの市民団体による環境保全活動やリサイクル活動等に関心を持ち、参加・協力します。
- 市や事業者と連携しながら、環境保全に向けた取組を進めていきます。

【事業者の取組】

- 地域社会の一員として、地域の環境保全活動に参画します。
- 日頃から、環境法令制度等の情報収集に努めます。
- 市の支援を活用するなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- NPOやボランティアなどの市民団体による環境保全活動やリサイクル活動等に関心を持ち、参加・協力します。
- 市や市民（団体）と連携しながら、環境保全に向けた取組を進めていきます。

【市の取組】

① 環境人材の育成

具体的な取組	内容等
推進役となる人材の育成・発掘	・環境教育や環境学習の推進役となる人材の育成・発掘を進めます。
活動団体の支援	・市民や関係団体等が主体となった環境保全活動への支援の充実を図ります。

② 各種団体との連携・協力の促進

具体的な取組	内容等
連携・協働体制の構築	・市民、事業者及び市が対等な立場で連携し、環境問題に取り組む体制を構築します。 ・NPOやボランティア団体などの市民団体が互いに補完的役割を担いながら協力して活動できるネットワークの構築を推進します。 ・各種団体の交流促進や市民・地域と団体を繋ぐコーディネート等の機能を有する体制の整備を検討します。 ・環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
産学官の連携促進	・環境の保全・活用のための新たな技術や社会システムの研究開発等を推進するため、産・学・官それぞれの専門性を活かした連携を強化していきます。 - また、最新の環境保全技術の普及・啓発や人材育成、環境ビジネスによる産業振興等に結び付けていきます。
周辺都市との連携促進	・大気や水質等の環境観測の他、河川ごみ（内陸ごみ）による海岸漂着ごみの改善対策等については、市域を超えた取組が必要となることから、国・県との情報交換や、周辺都市との協力・連携の体制を強化していきます。

SDGs の視点から見た分野別の施策と主な取組

SDGs	基本施策	主な取組
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策(フードバンク、フードドライブ) 事業系廃棄物の再資源化
	再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの促進	再生可能エネルギーの創出、省エネルギーの推進、資源循環の推進
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策(フードバンク、フードドライブ、30・10 運動の推進) 事業系廃棄物の再資源化
	再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの促進	再生可能エネルギーの創出、省エネルギーの推進、資源循環の推進
	気候変動適応、オゾン層、酸性雨、水銀対策	高温対応農作物の推進
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	騒音、化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	森林・里山環境の保全・活用	森林の保全、農地の保全
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	オゾン層保護、酸性雨対策、水銀汚染防止対策	フロンなどの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	良好な景観の形成	地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり
	廃棄物の排出抑制の推進	ごみ削減の意識啓発の推進、食品ロス対策
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3R の推進、資源回収活動の支援
	環境学習・環境教育の推進	学校教育と連携した環境教育の推進
		年齢階層に応じた環境教育の推進
		事業所等における環境教育の促進
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全 農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環
		循環型アルミ産業の拡大
		蓄熱輸送
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	騒音、化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	良好な景観の形成	地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	気候変動適応、オゾン層、酸性雨、水銀対策	高温対応農作物の推進、フロンなどの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進

SDGs	基本施策	主な取組
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進
	水循環の保全	地下水の環境調査、水質汚濁発生施設等の監視・指導
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策、ごみ縮減の体制強化、プラスチック資源一括回収
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3Rの推進、資源回収活動の支援
	バイオマス産業都市構想の推進	木質バイオマス発電、たい肥製造、廃食油有効活用、もみ殻有効利用
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策、ごみ縮減の体制強化、プラスチック資源一括回収
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3Rの推進、資源回収活動の支援
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	生物多様性の確保、生態系の保護	野生生物(希少動植物)の保護活動、生態系の保全活動
	森林・里山環境の保全・活用	森林の保全、農地の保全
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策、ごみ縮減の体制強化、プラスチック一括回収
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3Rの推進、資源回収活動の支援
	環境保全活動の推進	環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進
	生物多様性の確保、生態系の保護	野生生物(希少動植物)の保護活動、生態系の保全活動
	森林・里山環境の保全・活用	森林の保全、農地の保全
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	気候変動適応、オゾン層、酸性雨、水銀対策	フロンの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
	環境保全活動の推進	環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	広域連携による海岸一斉清掃、上流域自治体等に向けた啓発
	協働・連携の推進体制の構築	環境人材の育成、産官学民が協働した環境活動の実施

第4章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向けては、市、事業者及び市民の各主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働に基づき、本計画に示した取組を効果的に推進していくことが重要です。そのための推進体制は、以下のとおりです。

① 射水市環境審議会

環境審議会は、条例第25条に基づき設置し、学識経験者、関係機関の職員及び市長が必要と認める者で構成され、市長の諮問に応じ、環境基本計画をはじめ環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。

② 環境調整会議（仮称）

環境調整会議（仮称）は、庁内関係各課で組織され、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、総合的な調整を行います。

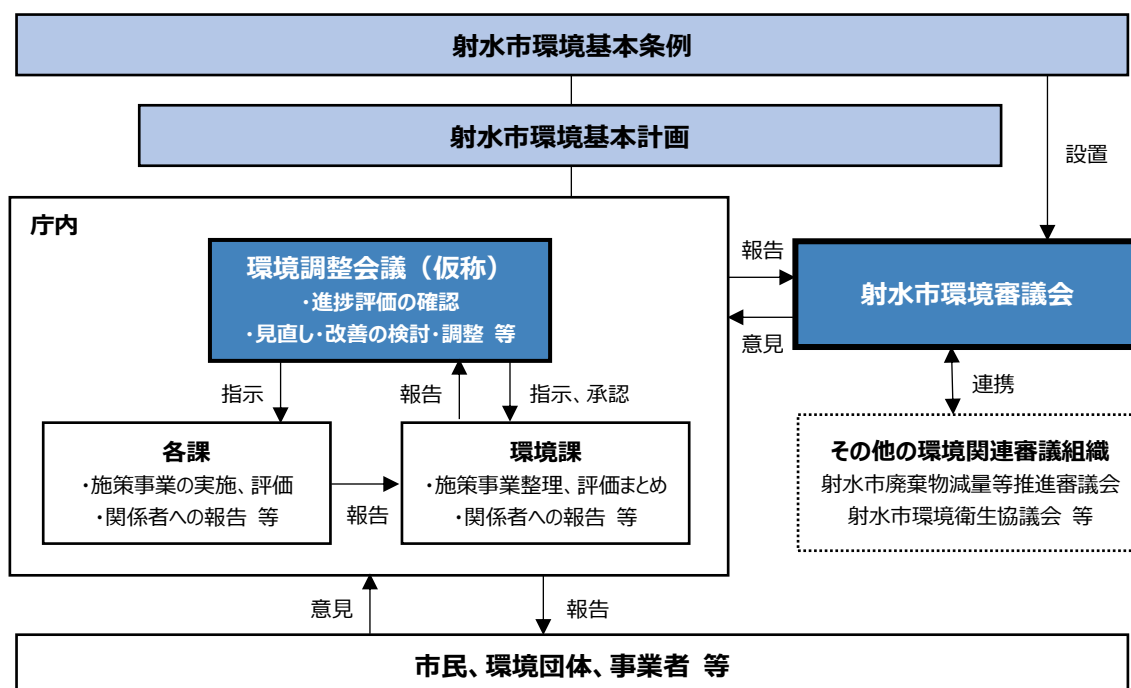


図 推進体制

第2節 計画の進行管理・見直し

本計画を確実に実行していくためには、定期的に計画の進捗状況を把握・検証するなど、計画の進行管理が重要となります。環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルにより、施策の点検・評価、必要な改善、計画の見直しを図っていきます。

個別の施策や取組については、毎年、進捗状況の把握・検証、改善策の検討を実施していくこととし、施策体系や数値目標を含めた計画全般については、計画期間の中間5年をめぐり、それまでの個別施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを図っていくこととします。

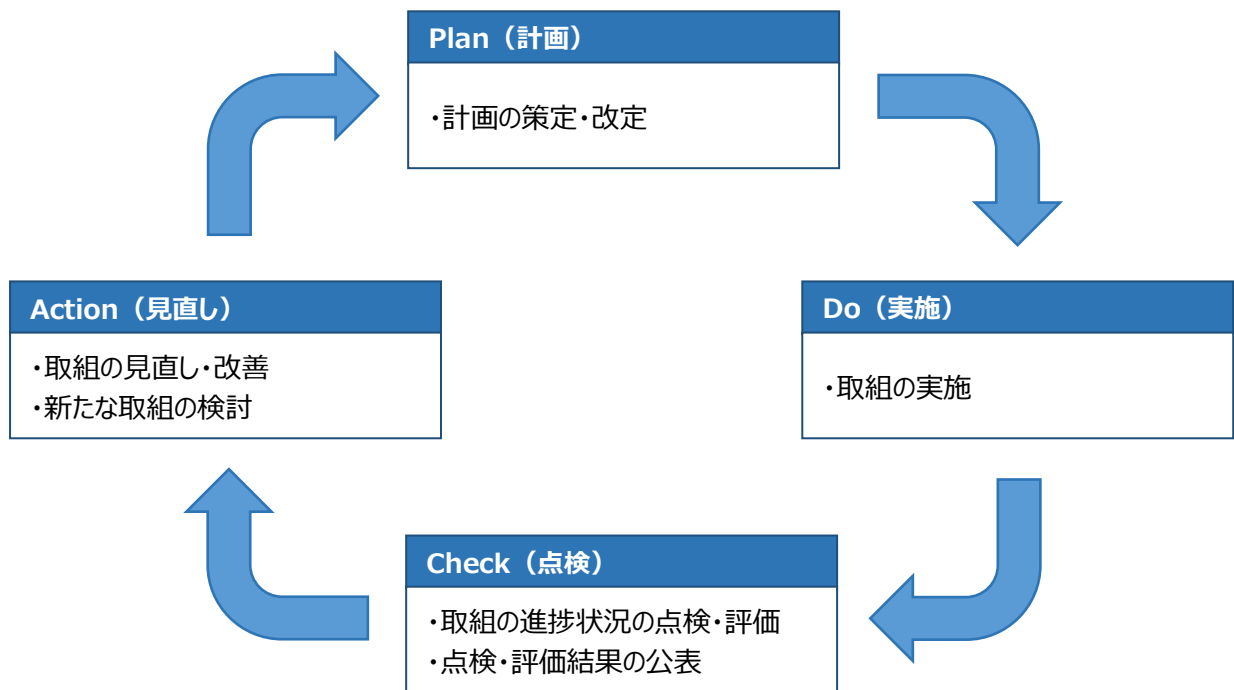


図 進行管理体制図（PDCA サイクル）

第3節 計画の進捗状況等の公表

条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況や点検・評価の結果について、本計画の進捗状況として整理を行い、市の広報紙やホームページ等を利用して公表することとします。

附属資料

射水市環境審議会委員名簿

委員区分	団 体 ・ 組 織 名 等	氏 名	備 考
学識経験のある者	富山県立大学 工学部環境・社会基盤工学科教授	渡辺 幸一	会 長
	富山県立大学 工学部環境・社会基盤工学科准教授	中村 秀親	副会長
関係機関の職員	富山地方気象台次長	野内 修一	
	富山県環境科学センター所長	九澤 和英	
	富山県高岡厚生センター射水支所長	櫻田 惣太郎	
市長が必要と認める者	いみず地球温暖化防止活動推進員 ネットワーク会員	川西 茂	
	射水市企業団地連絡協議会長	澤田 悦守	
	射水市農業委員会会長	堀 正	
	射水市地域振興会連合会常任理事	寺林 志朗	
	いみず女性ネットワーク会長	沖 和美	
	新湊漁業協同組合代表理事組合長	塩谷 俊之	
	射水市環境衛生協議会長	串田 伸男	
	公募委員	折坂 利春	
計 13 名			

※令和 5 年 3 月現在

第2次射水市環境基本計画策定の経過

内 容	開催日	備 考
平成28年度 第1回射水市環境審議会	平成28年（2016年） 11月15日	・第2次射水市環境基本計画の策定（諮問） ・第2次射水市環境基本計画策定専門部会の設置
平成28年度 第1回射水市環境審議会 専門部会	平成29年（2017年） 3月22日	・環境審議会専門部会委員長の選任について ・第2次射水市環境基本計画の策定について
平成29年度 第1回射水市環境審議会 専門部会	平成29年（2017年） 7月26日	・第1次基本計画の数値目標の達成状況及び主な課題について ・第2次射水市環境基本計画の構成等について
平成29年度 第1回射水市環境審議会	平成29年（2017年） 8月30日	・第1次基本計画の数値目標の達成状況及び主な課題について ・第2次射水市環境基本計画の施策体系（案）について
平成29年度 第2回射水市環境審議会 専門部会	平成29年（2017年） 10月27日	・第2次環境基本計画の素案について ・第2次環境基本計画の推進体制について
平成29年度 第2回射水市環境審議会	平成29年（2017年） 11月22日	・平成28年度射水市の環境概要について ・第2次射水市環境基本計画の素案について
パブリックコメントの募集	平成29年（2017年） 12月25日～平成30年 （2018年）1月24日まで	・第2次射水市環境基本計画の素案について
平成29年度 第3回射水市環境審議会	平成30年（2018年） 2月13日	・意見募集（パブコメ）の結果について ・答申（案）について
第2次射水市環境基本計画 について答申	平成30年（2018年） 2月22日	
第2次射水市環境基本計画 策定	平成30年（2018年） 3月30日	
令和4年度 第1回射水市環境審議会	令和5年（2023年） 2月6日	・令和3年度射水市の環境概要について ・第2次射水市環境基本計画（改訂版）の素案について
パブリックコメントの募集	令和5年（2023年） 4月4日～4月25日まで	・第2次射水市環境基本計画（改訂版）の素案について
令和5年度 第1回射水市環境審議会 （書面）	令和5年（2023年） 5月16日～5月26日まで	・第2次射水市環境基本計画（改訂版）の案について

第2次射水市環境基本計画 (改訂版) 策定	令和5年(2023年)6月	
--------------------------	---------------	--

第2次射水市環境基本計画改訂版（案）

発行 / 射水市市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[メール] kankyou@city.imizu.lg.jp

令和5年6月
